

労働安全衛生をめぐる状況

1996年→1997年

1 労働災害の発生状況

労働省統計によると、労働災害の発生状況は、死傷災害(休業4日以上)は逐年減少しているものの、死亡災害は1994年、1995年と2年連続、一時に3人以上の死傷者を伴う重大災害は1993年～1995年と3年連続して、増加傾向をみせていた。死傷災害発生件数は、1995年167,316人、1996年162,862人。統計の種類は異なるが、労働災害の総発生件数の目安となる労災保険の新規受給者数は、1995年に645,025人と65万人台を割った。(表1)

1996年の死亡災害は2,363人。「1995年は、阪神・淡路大震災および地下鉄サリン事件があり、死亡者数が大幅に増加したが、労働災害の予防という観点から、阪神・淡路大震災を直接の原因とする死亡者数などを除いた人数(注: 2,348人、含めると2,414人)と比較すると、1996年は15人増加し、この結果、死亡者数は実質的に1994年、1995年、1996年と3年連続して増加したこととなる。これは、1972年の労働安全衛生法制定以来初めてのことであり、今後の労働災害の動向を警戒する必要がある。」(1997.4.25労働省発表文書)

1996年の死亡災害2,363人の業種別内訳をみると、建設業が1,001人で、全産業に占める割合は42.4%、1995年と比較すると20人、2.0%、1993年と比較すると48人、5.0%の増加となっている。次いで、製造業が405人で、全産業に占める割合は17.1%、1995年と比較すると12人、2.9%、1993年と比較すると9人、2.1%の減少。陸上貨物

運送業は333人、全産業に占める割合は14.1%で、1995年と比較すると21人、6.7%、1993年と比較すると52人、19.0%の増加である。

事故の型別発生状況では、高所からの「墜落・転落」が639人、「道路上の交通事故」が638人で、この2つの災害で全体の54.0%を占める。なお、事故の型別で「墜落・転落」が最も多くなったのは、1991年以来5年ぶりのこと。続いて、機械への「はさまれ巻き込まれ」が338人で、全体の14.3%、土砂崩壊等の「崩壊・倒壊」が168人、7.1%などとなっている。

建設業においては、「墜落・転落」による死亡災害の占める割合が41.8%(1,001人中418人)で、とくに、木造家屋等低層住宅建築工事における「墜落・転落」の割合が73.1%(145人中106人)となっている。陸上貨物運送事業においては、「道路上の交通事故」の割合が70.0%(333人中233人)となっているが、最近では、荷役機械等への「はさまれ巻き込まれ」による死亡災害が増加している。

1996年(度)の記憶に新しい重大災害としては、次のようなものがあげられる。

- 2月10日、北海道余市町と古平町の境にある国道229号線豊浜トンネル内で、落盤事故に路線バスと乗用車が巻き込まれ、20人が死亡。
- 4月16日、広島県江田島町の中国化薬江田島工場で、火薬を圧縮して容器に詰める作業中に爆発事故、3人が死亡。同工場では、11月19日にも、TNT火薬製造プラントの爆発事故で、6人が重軽傷を負っている。
- 6月18日、千葉県市原市の東京電力姉崎火力

発電所でパイプが破裂、2人が死亡、1人が重傷。トラブルで火力が落ちたボイラーの炉内に、燃料の液化天然ガスが流入し、可燃範囲に達したものとみられる。

- 7月13日、山梨県都留市の文化ホール地下工事現場で排水作業中に、2人が死亡、7人がめまい等を訴えて病院に運ばれた。換気口付近にあったガソリンエンジン式の発電機による一酸化炭素中毒が酸欠によるものとみられる。
 - 7月17日、大阪府高石市の三井東圧化学大阪工業所敷地内の下請工場、日本アルキルアルミ大阪工場の爆発事故で、8人が重軽傷。同工場では、粉末のアルミニウムとエチレンガスを化合させ、アルキルアルミを製造していた。
 - 7月31日、埼玉県北本市の三菱マテリアル桶川製作所の空気貯槽が爆発、1人が死亡、19人が負傷した。銅合金押出プレス装置の油類がアキュムレータおよび圧縮空気貯槽に混入、劣化し、手動バルブの操作が契機となって発火、爆発したものとみられる。
 - 9月5日、和歌山県古座川町の林道工事現場で、土砂崩壊により、3人が死亡、1人が軽傷。
 - 12月6日、長野県北安曇郡小谷村と新潟県糸魚川市にまたがる姫川水系蒲原沢砂防工事現場で土石流が発生し、死者・行方不明者14名を含む22名が被災した。
 - 1997年1月19日、奈良県天川村のダムと発電所を結ぶ地下水路(長さ5km)で水漏れ工事中に、酸欠で7人が倒れ、救助に駆けつけた消防署員ら11人も被災した。
 - 1月24日、静岡県裾野市から愛知県豊田市へ向かう自動車会社所有のヘリコプターが行方不明に。翌日、搭乗していた8人全員が遺体で発見された。
- 労働省は、いくつかの特徴的な労働災害の発生に関して、とくにこの間の発生状況を明らかにして、その防止を訴えてきた。
- 化学工場での爆発・火災の発生状況は、労働災害を伴わないものについては経年的な統計がとられていないが、労働省の調査によると、1996年は20件で、1995年9件、1994年13件に比べ大幅

に増加している。これらの事故による被災労働者数は、1996年は42人と1995年の34人に比べ増加しているが、事故1件当たりの被災者数は、1996年は2.1人で1995年の3.8人に比べ約半分になっているという。なお、消防白書によると、危険物施設(危険物の製造所、貯蔵所または取扱所)における火災(爆発も含む)の発生件数は、1994年、1995年と2年連続して増加し、1995年は140件となっている。

1994年、1995年の夏期における記録的猛暑により、とくに建設業などの屋外作業を中心に、熱中症による死亡災害が多発した(1994年20人、1995年24人)。1995年の24人の内、50歳台が15人(63%)で、50歳台を頂点として年齢が高くなるとともに被災者数が増加する傾向がみられる(平8.5.21基発第329号)。

酸素欠乏症等の発生状況については、被災者総数がここ数年横ばいで推移しているが、1995年の酸素欠乏症による死亡者数は14人で、1994年の8人に比べ大幅に増加している。酸素欠乏症では、建設業が多く(1995年9件で全発生件数の56%)、また、2次災害による被災者数が増加した上、死亡災害に至るケースが増えている(平8.5.30労働衛生課長事務連絡)。

2 職業病の発生状況

職業病(業務上疾病)については、事業主が届け出た労働者死傷病報告書に基づくもの(表2上段)および労災保険の新規支給決定件数(表2中段、下段は上段から中段を引いた数字)の2種類の労働省統計があるが、いずれについてもおおむね減少傾向を続け、1993年～1995年と3年連続して1万人を下回っている。

事業主が届け出た労働者死傷病報告書に基づく統計(休業4日以上、暦年)でみると、1995年の総数は9,230人。この内、①「負傷に起因する疾病」(いわゆる「災害性疾病」)が6,451人で69.9%を占める(その内5,035人、全体の54.6%がギックリ腰などの「業務上の負傷に起因する腰痛」である)。

次いで、②「粉じんの吸入による疾病(じん肺お

よびじん肺合併症)が1,326人、③「物理的因子による疾病(がんを除く)」が726人(その内699人が「異常温度条件による疾病」)、④「化学物質等による疾病(がんを除く)」が334人、⑤「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」が290人、⑥「細菌、ウイルス等の病原体による疾病」が92人、⑦「がん原性物質若しくはがん原性因子またはがん原性工程における業務による疾病(職業がん)」が3件、⑧「その他業務に起因することの明らかな疾病」が8件、となっている。

この統計では、「じん肺およびじん肺合併症」が、1993年1,025人、1994年1,259人、1995年1,326人と、「酸素欠乏症」も、1993年17人、1994年21人、1995年23人と3年連続で増加し、「負傷によらない(非災害性)腰痛」(1994年62人、1995年127人、「作業態様に起因する疾病」の増加はこれによるもの)、「病原体による疾病」(1994年74人、1995年92人)も、前年と比べて増加している。

一方、労災保険の新規支給決定件数の統計(休業の有無問わず、年度、発生時点ではなく支給決定時点でカウント)では、1995年の総数は8,713人。内訳では、①「負傷に起因する疾病」が5,000人、②「じん肺及びじん肺合併症」が1,395人、③「作業態様に起因する疾病」が1,097人、④「物理的因子による疾病」が646人、⑤「化学物質等による疾病」が334人、⑥「病原体による疾病」が118人、⑦「職業がん」が69人、⑧「その他の疾病」が140人、の順となっている。

この統計でも、「じん肺および合併症」が、1993年983人、1994年1,245人、1995年1,395人と3年連続増加し、「作業態様に起因する疾病」も、1995年1,097人と1994年953人に比べて増加していることは前記統計と同様であるが、それ以外にも、「化学物質等による疾病」が、1992年196人、1993年225人、1994年239人、1995年248人と4年連続、「その他の疾病」が1993年108人、1994年121人、1995年140人と、「物理的因子による疾病」も、1993年411人、1994年579人、1995年646人と3年連続して増加していることが注目される。

2つの統計を比較すると、「じん肺及びじん肺合併症」では両者の数字は比較的近似しているもの

の、「病原体による疾病」、「作業態様に起因する疾病」では「数倍」、「職業がん」、「その他の疾病」にいたっては「10倍以上」も、労災保険新規支給決定件数の方が上回っている。

これらの疾病は、業務上と認めるかどうかで労使の争いになることが多く、また、退職後に発症するものもあることから、労災申請にあたって事業主の協力が得られず、したがって、届出もなされないまま、被災労働者または遺族が労災申請を行った結果支給決定にいたるというケースも多いことが重要な要素となっていると思われる。「脳血管疾患及び虚血性心疾患等」についてのみ、労災保険の請求件数と認定(支給決定)件数のデータが入手できているが(表3-1)、認定件数が増加しているものの、相変わらず「狭き門」であることがわかる。したがって、支給決定件数として表に現われてくるもの以外に、請求はしたものの認定されなかったケース、あるいは請求にもいたらないケースが多数存在することが想像できる。

一方、「業務上の負傷に起因する疾病」、「物理的因子による疾病」、「化学物質等による疾病」については、事業主による届出件数の方が上回っていることになる。こちらは、どちらかと言えば、業務に起因することの明白なケースが多いものと思われる、事業主が届出を行っているにもかかわらず、労災保険の請求手続も行われないうまま、補償を受けていない被災労働者が多数存在していることをうかがわせている。

なお今回、職業がんの労災補償状況の内訳(表4)に加えて、「作業態様に起因する疾病」の労災補償状況の内訳についても過去10年間分について入手することができた(表5)。これによると、「筋肉、腱、骨、関節の疾患または内臓脱」、「振動障害」および「頸肩腕症候群等」については労災保険新規支給決定件数の方が上回っており、「非災害性腰痛」については、「災害性疾患(かなりの部分が災害性腰痛と考えられる)」と同様に、事業主による届出件数の方が上回っていることが明らかにになった。

また、健康診断の実施状況をみると、1995年度は、定期健康診断の疾病発見率36.4%(1994年度

は34.6%)、特殊健康診断の有所見率5.1%(同前3.6%)で、いずれも経年的な増加傾向を示している。(表6)

たんに「高齢化の進展等」に伴ったものとするわけにはいかず、健康に悪影響を及ぼしている仕事・職場の要因を見出し、それらを排除して、「快適な職場環境の形成」、「健康の保持増進」をめざす具体的対応が求められている。

3 労働災害防止対策

1997年度労働基準行政運営方針では、死亡災害、重大災害の増加傾向を踏まえて、次のように言っている。

「こうした背景には、安全衛生の分野においても企業のリストラクチャリングの進展がみられるように経営者の意識が変化するとともに、災害経験の減少による安全意識の低下等により企業の安全管理活動が停滞しつつあるのではないかと懸念される。このような状況を打破し、死亡災害を確実に減少させ、労働災害の減少を着実なものとするのが、第8次労働災害防止計画の最終年度における重要な課題である。

このため、特に死亡災害全体に占める割合の高い建設業や交通労働災害への対策、爆発火災災害及び機械設備に係る対策を推進することが重要である。とりわけ、労働災害の大部分を占める中小企業、中でも特に繰り返し労働災害が発生している中小規模事業場に対する対策の強化を図る必要がある。」

「第8次労働災害防止計画」(1993～1997年度)が掲げた、死亡災害、重大災害および重篤な職業性疾患の大幅減少と労働災害総発生件数のおおむね25%減少という目標の達成はほとんど困難な状況とも言えるが、労働省はこの間種々の施策を打ち出している。

「建設業対策」としては、①1995年度に策定した「元方事業者による建設現場安全管理指針」(平7.4.21基発第267号)による元方事業者による統括安全衛生管理の徹底、②墜落災害の防止を主眼として1996年度に新たに策定した「足場先行工

法に関するガイドライン」(平8.11.11基発第660号の2)の普及定着を柱とする木造家屋等低層住宅建築工事における労働災害防止対策の推進、③1994年度からスタートさせた「専門工事業者安全管理活動促進事業」を、1997年度からの3年間は、鉄筋工事業、左官工事業、塗装工事業、造園工事業の4業種を対象に実施していくことなどを柱としている。なお、日本建設業団体連合会の構造改善推進委員会生産システム部会が、「作業所における総合工事業者と専門工事業者の役割」という報告書をまとめている。

「交通労働災害対策」としては、1994年に全業種を対象とした「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平6.2.18基発第83号)を策定しているが、労働省の調査によると、「走行経路の決定」、「走行前点呼の実施」、「運転者の乗務実態の把握」等の走行管理対策の実施率は6割前後と相対的に高いが、「交通労働災害防止規程の作成」19.4%、「運転適性検査の実施」22.3%、「安全衛生委員会等における交通労働災害防止対策の審議」24.0%等の交通労働災害防止管理体制確立対策などは十分実施されていない状況であった(死亡・重大交通労働災害発生事業場341を対象。内訳は、陸上貨物運送事業118、製造業42、建設業77、商業46、その他58)。

このため、労働省では、平8.9.18基発第579号の2「交通労働災害防止対策の推進について」を発し、当面、①陸上貨物運送事業・交通運輸業、②①以外の業種で自動車運転業務が不可欠な事業場、③交通労働災害を発生させた事業場、を重点対象として指導を徹底するとともに、陸上貨物運送事業に関しては「労働災害防止対策の一層の強化」を要請し(平8.11.29基安発第27号の3)、また新たに、「交通労働災害防止担当管理者教育実施要領」(平8.12.24基発第741号)を策定した。なお、1997年4月1日からは「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の一部改正が実施されている(平9.3.11基発第143号)。

また、自動車運転中の携帯電話の使用に関して、警察庁、運輸省等が指導を開始しているが、労働省も、「自動車運転業務中の携帯電話の安全な使用」について、実態調査結果および運転中は発

信させない、連絡は運転者側から、運転中は電源を切る、などの指導内容を示している(平9.1.8基安発第1号)

「爆発火災災害および機械設備に係る対策」としては、1997年3月に、労働省が設けた化学安全対策会議の「化学工業における安全管理の在り方に関する検討結果報告書」がまとめられている。この報告書では、「多くの場合、事故原因は作業者の操作ミスと片づけられてしまう傾向があるが」、数年来の化学工業での爆発・火災多発の背景には、「企業全体としての危険への認識が希薄化し、安全管理がマンネリ化」、「安全のノウハウが組織的に継承されていない」などの要因があると指摘している。

具体的な対策としては、①安全性の事前評価(危険要素の抽出・対策の検討・実施・効果の評価)プロセスの明確化および推進・評価体制の確立といった安全管理のシステム化、②専門スタッフの充実とライン管理の強化、③非正常作業の安全管理、④安全情報の共有化と活用、⑤フェールセーフ機構の導入など作業者をバックアップする安全技術の開発・向上、の5項目を掲げている。

非正常作業の安全衛生管理に関連しては、「化学設備の非正常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」(平8.6.10基発第364号)、「鉄鋼生産設備の非正常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」(平9.3.24基発第190号)も策定されている。また、千葉労働基準局は、1996年3月と1997年に「化学工業におけるヒューマン・エラー防止対策指針」を作成した。

なお、1997年度労働基準行政運営方針では、「依然として多発している機械設備に係る災害を防止するため、多様な機械設備に対する共通的な安全化の基準の策定を検討するとともに、機械のフェールセーフ化の推進を図る」としている。

以上の他、「林業用単軌条運搬機安全管理要綱」(平8.4.23基発第261号)、「プレス機械作業従事者に対する安全教育実施要領」(平8.6.11基発第367号)、「山岳トンネル工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針」(平8.7.5基発第448号)の2、1982年策定の指針を改正、「フォークリフ

トの定期自主検査指針」(平8.9.25基発第595号)なども策定されている。

4 化学物質対策

化学物質対策に関しては、数年来、重要な動きが相次いでいる。1997年は「リオ+5」の年として様々なプログラムが予定されているが、この間の動向は、1992年の国連環境開発会議(地球サミット)の「21世紀に向けての具体的行動計画(アジェンダ21)」の第19章「有害化学物質の環境上適正な管理」において、化学物質管理のための広範囲な課題が提示され、国際協力の強化の必要性が確認され、その後の具体的な国際的な取り組みが進んでいることの反映でもある。

わが国の労働現場で使用されている化学物質は主なものだけでおよそ5万2千を数え、さらに年間500～600の新規化学物質が新たに導入されている。労働安全衛生法では、新規化学物質を製造・輸入する事業者は、がん原性のスクリーニング試験である変異原性試験による有害性調査の実施・届出を義務づけており(制度が実施された1979年6月から1996年12月までに届け出られたものの累計8,337物質の内強い変異原性があると判断されたのは192物質)、制度実施前に導入された既存化学物質については、国が計画的に変異原性試験を実施していくこととしている。

しかし、がん原性以外の有害性調査は事業主に義務づけられておらず、そのような有害性に関する情報のほとんどが外国で調査されたものに依存している、かつ、情報自体が必ずしも十分に得られている状況にはない。フロン代替物質として電子部品製造工程に導入された2-ブロモプロパンに生殖毒性・血液毒性があることが、韓国での集団被害の発生により明らかになり、日本でも緊急措置がとられたことは記憶に新しい(平7.12.12化学物質調査課長事務連絡)。5万種類以上にのぼる化学物質のうち、有害性に関する知見が得られているものは全体の1割以下であると指摘されている。法令による規制が課せられているのは、その中のまたわずかということになる。

このような状況の中で、1997年3月24日に発表された「化学物質の有害性調査のあり方に関する検討会報告書」は、国内での曝露労働者数・取扱量が多い化学物質や国際的に有害性調査の必要性について合意が得られている化学物質を対象に、がん原性調査に加えて、生殖毒性、神経毒性、臓器毒性、刺激性、感作性等の有害性調査についても実施していくこと、化学物質の有害性に関する情報を収集の上、データベース化して、広く国民に提供するシステムを構築すること、などを提言した。労働省では、有害性調査推進専門家会議(仮称)を設置し、生殖・神経毒性等の試験を実施していくこととしている。

前記報告書も有害性情報の提供の重要性を指摘しているが、化学物質対策の基礎となる様々な情報の提供はきわめて重要である。安全性や取り扱い方法等の情報提供に関しては、①1993年度から労働省、厚生省、通産省の行政指導により運用されているMSDS(化学物質等安全データシート)があり、化学物質の排出・移動量の情報把握等に関する管理手法としては、②すでに10程度の地方自治体が策定している「化学物質管理指針」、③日本では(社)日本化学工業協会が1995年度から開始している産業界の自主的な取り組みとしての「レスポンシブル・ケア」、また、④1996年9月から発効したISO14000シリーズ(国際標準化機構の環境管理・監査システムに関する国際規格、これを翻訳した日本工業規格(JIS)も同年10月に制定されている)などがある。さらに、⑤OECD(経済協力開発機構)が、1996年2月に加盟各国に、「PRTR(環境汚染物質排出・移動登録)システムを適切に構築し、実施し、公衆に利用可能なものとするよう取り組むこと」という勧告を行い、3年後の1999年2月の理事会に取り組み状況について報告するよう指示したことを受けて、環境庁が1997年度から、わが国でのPRTR導入に向けてのパイロット事業を実施する(神奈川と愛知)。このPRTRの導入にあたっては、対象物質、対象企業の範囲とともに情報公開のあり方が焦点になってくると予想される。

1996年3月に、労働省の委託を受けて中災防が

行った「MSDSの記載内容および活用状況の調査」の結果がまとめられている(調査対象は、電子機械、自動車、鉄鋼業界および中小企業)。これによると、MSDSの記載内容については、危険性の説明の記載が78%、有害性の説明の記載が86%、環境影響にいたっては27%だけ、「有害性あり」とだけ記載されどのような有害性が不明、混合物についてはとくに情報が劣っているなど、まだまだ完全に信頼するわけにはいかない結果であった。また、活用状況については、使用している化学物質のすべてを対象にMSDSの整備・活用を考えている事業場が42%、受領したMSDSのリストを作成、内部用書き換えて使用、新規使用に当たっての検討資料や教育資料、災害発生時の処置のため契約医療機関へ事前提出するなど、積極的に活用している事業場もある一方、MSDSを知らなかったという事業場が21%、利用は考えていない事業場が17%と、合わせて38%もあるという結果になっている。

なお、これまでに、四塩化炭素、1,4ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、パラ-ニトロクロロベンゼン、「クロロホルム」、「テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)」の6物質について、がんその他の重度の健康障害が生ずるおそれのあるものとして労働大臣が「指針」(安衛法第28条第3項に基づく)を告示しているが、1997年2月6日付けで新たに、「酢酸ビニル」、「1,1,1-トリクロロエタン」、「パラ-ジクロロベンゼン」、「ビフェニル」の4物質についても指針が策定された。各々の「健康障害を防止するための指針」では、すでに有機溶剤中毒予防規則や特定化学物質等障害予防規則による規制の対象とされている5%超含有の場合だけでなく、規制対象とならない1%超含有する場合も含めて、曝露防止措置、労働衛生教育、作業環境測定結果と労働者の作業記録の30年間保存等を指示している。

また、前述の、製造・輸入事業者による新規化学物質の変異原性試験あるいは国による既存化学物質の変異原性試験の結果、強い変異原性が認められた化学物質について、「通達」による「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止

するための指針」(平成5年5月17日付け基発第312号)が策定され、上記と同様の対策を指示している。対象物質は随時追加されており、1996年度にも、7月5日付けの基発第452号の3により、新規化学物質22と既存化学物質8の30物質が追加され、合計263物質(新規179、既存84)が対象となっている。さらに、石綿代替物質の有害性にも注意を促すべく「ガラス繊維およびロックウールの労働衛生に関する指針」(平5.1.1基発第1号)も策定されており、また、1996年3月29日付けで、化学物質に起因する業務上疾病の対象に22の化学物質とその化合物2が追加されたことを受けて、これら24物質についての労働衛生対策も策定されている(平8.3.29基発第182号)。

5 労働安全衛生法の改正

1996年10月1日から、改正労働安全衛生法が施行された(施行通達として平8.6.19発基第63号、平8.9.13基発第566号)。今回の改正内容は、①産業医の専門性の確保(資格要件の導入)、②産業医の勧告権と事業主の尊重義務、③産業医の選任義務のない小規模事業場の努力義務と国の援助、④健康診断結果に基づき事業主が講ずべき措置についての医師・歯科医師からの意見聴取義務、⑤健康診断実施後の適切な事後措置の実施義務、⑥事業主が講ずべき事後措置に関する指針の公表等、⑦労働者への一般健康診断結果の通知義務、⑧一般健康診断の結果とくに健康の保持に努める必要がある労働者に対する保健指導実施の努力義務とそれに対する労働者の健康保持の努力義務、である(このうち罰則がつくのは⑦のみ)。

改正内容①の「産業医の専門性の確保」については、①「日本医師会の産業医学基礎研修」または「産業医科大学の産業医学基本講座」の修了者、②労働衛生コンサルタント試験合格者(試験区分が保健衛生)、③大学の労働衛生科目の講師以上(常勤)、④その他労働大臣が定める者(まだ定められていない)、のいずれかの資格要件を備えたものでなければならないこととされた。

この規定のみ「施行後2年間の猶予期間」が設け

られており、事業者は、1998(平成10)年10月1日までに、上記資格要件を備えた医師を産業医に選任しなければならない。ただし、改正法施行以前に、3年以上の産業医としての経験年数を有している医師は、「経過措置」として、資格要件を備えた者としてとされている。また、「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて」(平9.3.31基発第214号)、①労働衛生に関する協議組織が設置されている等の密接・効率性、②対象労働者総数が3,000人以内、などの要件を示している。

また、改正内容⑥に関連して、「健康診断結果に基づき事業主が講ずべき措置に関する指針第1号」(平8.10.1労働大臣公示・基発第612号)が策定されている。ここでは、就業上の措置を決定するに当たって事業主が医師から聴く(3か月以内に聴くこととされた)べき意見の内容として、通常勤務・就業制限・要休業の就業区分とその内容だけでなく、作業環境管理・作業管理についての意見も掲げている。また、就業上の措置を決定する場合には、「あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の理解が得られるよう努めること」、作業環境管理・作業管理上の措置を講ずるに当たっては、「安全衛生委員会等を開催して調査審議すること」、「健康の保持に必要な措置を超え…安易に解雇等をすることは避けるべきである」等としている。

健康診断の結果、再検査または精密検査の受診が勧奨される場合があるが、特殊健康診断として規定されているものを除き、一般には法定健康診断の対象には含まれていない(事業主の実施義務も労働者の受診義務もない)。そのため、「再検査または精密検査の結果に基づく医師等の意見の聴取を含め、労使が協議して定めることが望ましい」としている(平8.10.1基発第612号)。

注目されるのは、小規模事業場に対する産業保健サービス提供に当たって活用することとされた「地域産業保健センター」の整備に関してである。1993年度から毎年各都道府県に1か所ずつ(1995年度までに既設141か所)というペースで整備されてきたが、1996・1997の2年度で全国各

労働基準監督署ごとの設置を完了させることとなった(全部で347か所)。「地域産業保健センター」は、管轄地域の郡市区医師会(複数の場合もある)に委託運営され、①健康相談窓口の開設(労使が対象)、②個別訪問による産業保健指導の実施、③産業保健情報の提供、④産業保健に関する広報・啓発等を行うものとされ(平5.4.1基発第225号・労働衛生課長事務連絡)、メンタルヘルスの事業場外相談機能も新たに付加された。現状では、一部を除いて「地域産業保健センター」の活動は低調といつてよいが、全国展開される「地域産業保健センター」のあり方は、よきにつけ悪しきにつけ、今後の労働安全衛生の取り組みに与える影響が大きくなるものと考えられる。

改正のもととなった中央労働基準審議会の建議(1996.1.19)では、「地域産業保健センターの運営について、労災防止指導員の活用等労使の意見を的確に反映するシステムを設ける必要があること」等が盛り込まれた(平8.9.19労働衛生課長事務連絡で明記)ものの、焦点とされた産業医の選任・衛生委員会の設置を義務づける事業場の範囲を現行の「50人以上」から「30人以上」まで拡大する問題については、使用者側の反対で見送られた(この問題は改正後も引き続き検討することとされている)。

1997年度に労働省は、産業医の選任義務のない小規模事業場集団が、自主的に産業保健活動の実施のため、医師または医療機関と産業保健サービスの契約を締結しサービスの提供を受ける場合、これに要する費用の一部を助成することとしている。

1996年3月には、労働省から委託を受けて作業関連疾患の予防対策を検討してきた中災防が、「職場におけるこれからの健康管理—脳血管疾患、虚血性心疾患等の予防を中心として—」という報告書をまとめている。①総論、②高血圧、③動脈硬化、④糖尿病、⑤脳血管疾患、⑥虚血性心疾患、⑦ストレスの7編433頁にのぼる部厚なもので、職場において健康管理を行う産業医や保健婦のマニュアルとして活用するためのものとされている。労働省は、「高血圧疾患、虚血性心疾患等の

脳・心臓疾患等につながる所見を有する労働者が増えていることから、労働者の健康状態をよりの確に把握するために、定期健康診断項目について見直しを行う」としている(1997年度労働基準行政運営方針)。

6 その他の健康確保対策

有害業務に従事していた労働者に離職後交付する「健康管理手帳」の交付対象業務については、1996年3月27日付けで、新たに3業務が追加された(労働省令第11号・基発第156号)。追加された業務および各々の交付要件は、①製鉄用コークス以外のコークスを製造する業務—5年以上従事、②石綿製造・取扱業務—両肺野に石綿による不整形陰影または胸膜肥厚が認められること、③ジアニジンおよびその塩の製造・取扱業務—3か月以上従事。「健康管理手帳所持者に対する健康診断(追加)の実施について」(平8.7.23基発第476号)も示され、この中では、健康管理手帳の交付申請・審査手続の細部事項も示されている。

粉じん作業従事(経験)者に対する健康管理手帳の交付対象の拡大は見送られたが、在職者を対象とした「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」(平9.2.3基発第70号)が策定され、また、離職者を対象とした「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」も作成されることとなった。

また、「防じんマスク」および「防毒マスク」について、「選択、使用、保守管理に当たっての留意事項」を示した通達が出された(平8.8.6基発第504・505号)。最新の科学的知見を踏まえてまとめたものとされ、これまでに出版された5本の関係通達はこれにより廃止された。防じんマスクは、着用者の顔面に合った形状・寸法のものを選び、使用に当たっては、①排気弁の気密性が保たれているか、②ろ過材が適切に取り付けられているか、③ろ過材が破損したり穴が開いていないか、④ろ過材から異臭が出ていないか、⑤作業時間等に合わせ予備のマスクやろ過材を用意しているか、について点検すること、などを求めている。

なお、1996年4月1日から、「作業環境測定」の記録のモデル様式が改正され(平8.2.20基発第72号)、また、1995年4月1日から施行された労働安全衛生関係政省令の改正に関連して、「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」(平8.3.29基発第188号)も示されている。

特徴的な労働災害の発生状況との関連では、「熱中症の予防について」(平8.5.21基発第329号)、「酸素欠乏症等の発生状況について」(平8.5.30労働衛生課長事務連絡)、「O-157関係通達」(平8.7.24労働衛生課長事務連絡、平8.8.9基発第511号等)などが示されている。また、1996年8月13日に、労働省と環境庁、郵政省、通産省、厚生省、運輸省、科学技術庁の7省庁で「電磁界関係省庁担当者連絡会議」が設置され、労働省では1997年度に、動物曝露実験を行い、電磁波の生体影響の有無を検討することにより、標的臓器の特定および量・影響関係等を解明するとともに、これら研究結果により電磁波曝露低減化対策の取りまとめを行うとしている。

1997年度労働基準行政運営方針では、「海外進出企業等に対する安全衛生情報の提供及び海外派遣労働者に対する安全衛生教育、開発途上国の安全衛生指導者に対する教育等を実施する「国際安全衛生センター(仮称)」の設置を推進するとともに、海外派遣労働者の安全衛生を確保するため、海外安全衛生情報の提供、安全衛生専門家の派遣等を行う」としている。

なお、1994年の「職場における腰痛予防対策指針」(平6.9.6基発第547号)および1995年の「職場における頸肩腕症候群予防対策検討結果」(平7.8中災防)は、特定の作業だけでなく、広くすべての職場で予防対策をとる必要があることを明らかにしているが、これらは、たんに予防対策としてだけでなく、後述の「快適職場指針」等と重ね合わせて取り組むことによってより積極的な健康確保対策に生かされる必要がある。

7 快適職場形成・健康の保持増進

危険・有害な因子の排除—労働災害・職業病の

発生防止を中心とした「これまでの安全衛生対策」に加えて、1988年の労働安全衛生法改正によって「労働者の健康の保持増進」が、また、1992年の同法改正によって「快適な職場環境の形成促進」が、「より積極的な安全衛生対策」として、事業主の(努力)義務に規定された。

これに基づいて、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(健康保持増進指針、昭63.9.1公示第1号)および「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」(快適職場指針、平4.7.1労働省告示第59号)も策定されている。

「快適職場形成促進事業」は、都道府県労働基準局長による「快適職場推進計画」の認定、認定を受けた事業者に対する「日本開発銀行等による低利融資」、「中小企業安全衛生活動促進事業助成制度」による助成などを実施するものであるが、1995年の施行通達改正(平4.7.1基発第391号、平7.9.26基発第581号による改正)によって、①現状の把握、快適化のための措置・実施時期が示されていること、②内容が具体的で、快適職場指針に沿ったものであること、③計画策定に当たり安全衛生委員会等で審議されていること、④担当者が選任されていること、⑤労働者数、業種等に応じた安全衛生管理体制が整備されていること、などを内容とする「快適職場推進計画認定審査基準」が公表されるとともに、申請を却下する場合には理由を示すこととされた(「快適職場推進計画認定要綱」、「快適職場形成融資要綱」も示されている。「中小企業安全衛生活動促進事業助成制度」については、平7.3.22基発第137号が平8.3.29基発第186号で改正され、さらに平9.3.21基発第184号で改正されて運用されている)。

1995年には「建設業における快適職場形成のための対象作業・対象事項等および対策の例」(平7.9.26基安発第13号)、1996年には「林業における快適職場形成のための対策の方向及び改善事例」(平8.5.16基安発第15号)が示され、また、「快適職場指針」で示された喫煙対策に関連して「職場における喫煙対策のためのガイドライン」(平8.2.12基発第75号)も策定された。

「喫煙対策ガイドライン」の柱は、①喫煙対策推進体制の整備、②喫煙対策推進計画の作成、③経営首脳と管理者、労働者の役割、④施設・設備面の対策、⑤職場の空気環境の測定、⑥喫煙に関する教育、⑦喫煙対策の評価、などとなっている。また、事務所衛生基準規則に準じて、浮遊粉じんの濃度が0.15mg/m³以下、一酸化炭素の濃度が10ppm以下となるよう保つことを求め、その場合の測定方法等も示している。

さらに、1996年3月に、労働省の委託を受けた中災防・中央快適職場推進センターが、「快適職場環境評価システム検討委員会報告書」をまとめ、1997年1月に中災防から「職場環境評価システム—快適な職場づくりをめざして—」が発行されている。この評価システムは、基礎的事項の点検→現状の把握(問題点の把握と定量的評価をもとに快適度チャートと不快量グラフを作成)→目標の設定、改善計画の作成→改善の実施→再評価、という流れになっている。

快適職場推進計画の認定件数は、制度発足当初の1992、1993年度は合わせて83件であったが、以降毎年度ごとに前年の倍を上回る認定件数となっており、1995年度は374件、1996年度は9月末時点で689件で、制度発足当初からの延べ総数は1,305件になっているという。

「健康保持増進事業助成事業」も、人材養成研修事業、健康測定等健康保持増進事業、健康測定用機器・運動用機器等整備事業(平元.5.29基発第276号等)および「中小企業安全衛生活動促進事業助成制度」(前述)による助成などを実施するものとされる。「健康保持増進指針」は、1997年に一部改正され(平9.2.3公示第2号)、関係通達も示されている(平9.2.3基発第66・67・68号等)。

1996年1月19日の中央労働基準審議会の建議「労働者の健康確保対策の充実強化について」は、中小規模事業場において、健康保持増進措置の一層の普及促進を図るための国の支援の充実等を提言し、1997年度の労働省予算で、「中小企業者の集団が行う労働災害防止活動から健康確保・快適職場づくりまでの活動を促進する助成制度の拡充」等が盛り込まれており、助成制度等も拡充

される見込みである。

8 安全衛生の規制緩和

1995年3月31日に閣議決定された「規制緩和推進計画」は、毎年改定されながら順次実施されてきており、労働行政関係ではこれまでに、措置済または一部措置済件数106件、既定計画の計上外で措置されたもの4件、の合計110件にのぼっている。労働行政関係では、件数だけは安全衛生関係が半分以上を占めている状況である。

たとえば、1997年3月25日付に労働安全衛生法関係省令が一部改正されているが(労働省令第13号・基発第193号等)、その内容は、①緒引出具に関する規定の廃止(安衛則)、②たんづぼ設置規定の廃止(同前)、③エレベーター設置報告の一部廃止(クレーン則)、④プッシュプル型換気装置の適用有機溶剤業務の拡大(有機則)、⑤排気口の高さ要件の適用除外(同前)、⑥玉掛け技能講習の受講資格の廃止(クレーン則)、⑦局所排気装置の稼働特例の実施(有機則)、となっている(⑥⑦は1997年10月1日から、他は4月1日から施行される)。なお、改正内容の一部は、1996年3月にまとめられた中災防「職場環境管理のあり方についての検討会報告書」を受けたものである。

1997年3月28日に、規制緩和推進計画の再改定が閣議決定された。労働行政関係では37件が新規に盛り込まれ、計152件となっているが、労働安全衛生関係で、新規に盛り込まれた事項は次のとおりである。

- ・クレーンまたは移動式クレーンの過負荷防止装置の型式検定について、新規検定を要しないものとする変更の範囲を拡大する。また、型式検定代行機関への申請手続を簡略化する。
- ・複数の移動式クレーンのジブの相互交換による製造検査の実施により、一定の条件下で、当該移動式クレーン間におけるジブの相互使用を変更届を要することなく可能とする。
- ・移動式クレーン製造検査申請書に添付する明細書のフックの欄に、使用することができるフックを複数記入できることとする

- り、変更届を要することなく、フックの共通使用を可能とする。
- ・ 防爆構造電気機械・器具の検定業務のうち国が実施している部分の民間代行化を行う。
- ・ アセチレン溶接装置の安全器およびガス集合溶接装置の安全器について、乾式安全器の使用を可能とする。
- ・ ガス事業法の適用を受ける第1種圧力容器に関し、重複する検査内容については、二重規制を避けるように措置する方向で検討する。
- ・ 研削砥石の寸法等制限について、国際規格、市場実態および作業の実態を踏まえ、見直しについて検討を行う。
- ・ ボイラーまたは第1種圧力容器が構造検査または使用検査を受けた後、設置されないで一定期間を経過した場合に行う検査において、当該期間(1年以内)を延長することとし、安全性の担保のため、技術的検討を行う。
- ・ 移動式クレーンが製造検査または使用検査を受けた後、設置されないで一定期間を経過した場合に行う検査において、当該期間(2年以内)を延長することとし、安全性の担保のため、技術的検討を行う。
- ・ 少量新規化学物質の製造または輸入に係る労働大臣の確認の有効期間について、現行の1年を2年に延長する。
- ・ フォークリフト、車両系建設機械等の検査業者登録に係る基準の内容の見直しを行う。
- ・ 動力プレスの安全装置として、制御機能付光線式安全装置(PSDI)を導入する。
- ・ ゴンドラが製造検査または使用検査を受けた後、設置されないで一定期間を経過した場合に行う検査において、当該期間(1年以内)を延長することとし、安全性の担保のため、技術的検討を行う。
- ・ 製造業等における衛生管理者の選任に係る基準等について、明確化および周知を図る。

9 労災補償対策

労働省は、1995年度労働基準行政運営方針に

おいて、「労災補償制度の運用面をみると、国民の意識との間に乖離が生じているもの、社会生活環境の変化に対応しきれていないもの等の問題もみられる一方で、近年、ますますこれらに対する行政の対応が社会的に大きく注目されるようになってきており、このような状況を放置すれば、本制度に対する国民の信頼を損なうことも懸念される」として、「幅広く労災補償制度の運用等について問題点の整理、検討を行い、必要な見直しを行う」としてきた。

1996年5月に労災保険法が改正され、同年7月1日から施行された(平8.5.22発基第61号、平8.6.26基発第467号等)。今回の改正内容は、①審査請求から3か月を経過しても決定がなされない場合には再審査請求をできるようにする、②審査期間を短縮するために労働保険審査会の審査体制を拡充する、というもので、1995年7月6日の最高裁判決で従来の労働省の取り扱いを否定されたことを受けたものである。審査請求の処理期間は平均して1年以上、再審査請求の場合は2年9か月もかかっていた。

改正法施行後、たしかに審査官段階での手続は「迅速化」されているものの、逆に審査の内容が形式的になり、かえって2段階の審査制度の形骸化を促進するのではないという懸念もある。

原処分(労働基準監督署)の段階に関しては、1994年10月1日に施行された「行政手続法」によって、「標準処理期間」を定め、公表することなどが定められている。労働省は、「標準処理期間」を、原則1か月、障害・介護補償給付—3か月、遺族補償給付・葬祭料—4か月、疾病に係る労災保険給付—6か月、などと定めたが、疾病に係る労災保険給付のうち過労死等のような「その他業務に起因することの明らかな疾病」については、「標準処理期間が設定できない」としている(平6.9.28発総第22号、平6.9.30基発第612号等)。このため、「過労死」事案等の複雑・困難事案については、相変わらず救済までに長期間を要する事例も多い実態である。

救済期間の長期化に伴って、「時効」の取り扱いも問題になってきた(療養・休業・介護補償給付、

葬祭料の時効は2年、障害・遺族補償給付の時効は5年)。すなわち、一定の期間に係る労災保険給付の不支給処分を不服として争い、(再)審査請求または行政訴訟のいずれかの段階で不支給処分が取り消されたとしても、非常に長期間を要することがしばしばであった。この間、後続する期間に係る労災保険給付の請求手続を(当然不支給処分とされるからその後の審査請求等も)行っていなければ、時効が完成してしまい、権利が回復されないことになる(争ってきた期間分についてだけしか権利が回復されないということ)。

公務員に関しては、時効の取り扱いの相違からこのような問題が生じないこともあって、従来が問題が指摘されてきたが、労働省は、法規定は変更しないまま、1996年11月19日付けで「労災保険給付に係る後続請求の取り扱いについて」という労災管理課長・補償課長連名の「部内限」事務連絡を発して、事実上これまでの取り扱いを撤回した。従来の取り扱いを否定した労働保険審査会の裁決が1995年1月に出されていたこと、および係争中の類似事件の動向等を踏まえたものとみられる。ただし、係争中の部分がなく、すでに全期間について時効が完成してしまっている事案については、救済の対象としないとしている。

「労災保険におけるはり・きゅう施術の取扱い」に関しては、労働省が、昭57.5.31基発第375号によって一律の期間制限を導入して以来、この通達の違法性をめぐって争われてきた。1994年11月30日の大阪高裁判決により同通達は違法と断じられ、労働省が上告できずに判決が確定したことを受けて通達の見直し作業が開始され、平8.2.23基発第79号によって期間制限は撤廃された。この通達は、施行日(同年3月1日)以降に決定がなされる事案について適用されることとされ、係争中の部分がなく、すでに全期間について時効が完成してしまっている事案については、やはり権利回復が図られていない。

1995年の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く)」「(平7.2.1基発第38号)および「単身赴任者の土俵月来型通勤途上災害」(平7.2.1基発第39号)の認定基準の見直しに続

いて、1996年1月22日には前者の一部改正(取り扱う疾病の拡大。平8.1.22基発第30号)、同年3月29日には「化学物質等に起因する業務上疾病」の対象に新たに22の化学物質とその化合物を追加するなどの告示の改正(労働省告示第33号・基発第181号)、1997年2月3日には「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準」の改正(平9.2.3基発第65号)なども行われている。

新しい「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準」は、1995年の「職場における頸肩腕症候群予防対策検討結果」(平7.8中災防)と合わせて職場での改善対策に活用されることが望まれる。「上肢等に過度の負担のかかる作業としては、VDT機器等の操作を行う作業、機械等の組立・仕上げ作業、流れ作業における塗装・溶接作業、顕微鏡・拡大鏡等を使った検査作業、運搬・積卸し作業等々が挙げられている。

1995年の労災保険法改正に関しては、1996年4月1日から第2次施行分(平8.3.1基発第95号)として、①介護(補償)給付の創設、②遺族(補償)年金の子等の年齢要件の緩和、③海外派遣者の特別加入制度の改善、について施行され、同年10月1日から第3次施行分(平8.7.26基発第483号)として、④年金支払期月の改善(年4回から年6回に)が施行され、1997年3月31日からは⑤メリット制の特例の創設、1997年4月1日からは⑥メリット収支率算定方法の改善および⑦保険料の申告・納期限の延長、についても施行されている。

また、「振動障害長期療養者の適正給付管理対策」の見直し(平8.1.25基発第35号)、「振動障害者に係る社会復帰援護制度の拡充等」(平8.5.11基発第311号)が行われ、1997年度から、労災保険のアフターケアの対象となる傷病に、脳・心疾患、心的外傷後ストレス障害(サリン中毒関係)等が新たに追加されている(平9.3.31基発第215号)。

なお、労災補償および粉じん作業従事(経験)者の健康管理と密接に関係する、①じん肺診査ハンドブック、②標準エックス線写真フィルム、③合併症の取り扱い、の見直しの作業が専門家の検討会によって進められており、その動向に注意する必要がある。



表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度	労災保険 適用事業場数	労災保険 適用労働者数	死亡災害 発生状況	死傷災害発生 状況(休業4 日以上)	労災保険 新規受給者数	障害(補償)一 時金受給者数	遺族(補償)一 時金受給者数	葬祭料・葬祭 給付受給者数	年金受給者数							
									合 計	障害(補償)年金				障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金	
										計	じん肺	せき損	その他			
1947	115,901				85,759	2,276	1,245	1,248	—							
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	4,585	4,412	19							
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,839	5,116	5,010	601							
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,416	6,161	6,039	3,496	3,375	2,372	965	38	121	—	
1961	866,241	17,974,571	* 6,712	* 481,686	966,133	75,168	* 6,629	* 6,500	4,415	4,119	2,890	1,147	82	296	—	
1962	841,510	18,558,323	6,093	466,126	1,045,941	* 79,330	6,528	6,408	5,286	4,755	3,261	1,358	136	532	—	
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,028	6,548	5,880	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215	—	
1968	1,078,919	24,100,535	6,088	386,443	* 1,716,677	71,793	1,317	5,759	34,309	9,121	5,410	2,963	748	11,509	13,679	
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	74,270	1,507	5,896	54,855	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144	
1972	1,385,603	27,858,665	5,631	324,435	1,419,630	65,276	1,968	5,410	74,557	10,324	5,673	3,213	1,438	29,365	34,877	
1973	1,532,475	28,762,112	5,269	* 387,342	1,370,470	63,396	1,847	5,342	84,298	10,979	5,980	3,333	1,666	33,559	39,760	
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,090,056	53,387	1,310	4,563	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	46,918	
1979	1,763,532	30,759,019	3,077	340,731	1,130,621	53,643	820	4,371	139,248	20,558	11,413	4,641	4,504	54,328	64,362	
1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,090,527	52,455	753	4,288	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,275	67,871	
1981	1,896,973	32,750,293	2,912	312,844	1,027,477	50,567	591	4,124	154,142	22,370	13,383	4,651	4,273	60,383	71,452	
1982	1,940,378	33,593,799	2,674	294,219	965,456	49,003	746	4,146	160,910	22,990	14,317	4,594	4,079	63,380	74,540	
1983	1,993,359	34,510,310	2,588	278,623	929,841	47,405	638	3,893	167,009	23,589	15,147	4,510	3,932	66,134	77,286	
1984	2,035,693	35,196,556	2,635	271,884	921,400	46,011	698	3,839	172,986	23,909	15,782	4,436	3,691	68,981	80,096	
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	46,648	735	3,903	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397	
1986	2,110,305	36,696,975	2,318	246,891	859,220	46,170	699	3,605	182,545	23,494	15,927	4,255	3,312	74,344	84,707	
1987	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	44,256	704	3,570	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785	86,863	
1988	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	43,181	773	3,789	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284	88,901	
1989	2,342,024	41,249,304	2,419	217,964	818,007	40,759	768	3,894	182,545	21,496	14,967	3,854	2,675	81,390	90,840	
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	38,716	819	3,846	186,558	20,653	14,355	3,743	2,555	83,910	92,800	
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,533	764,692	37,106	894	4,015	199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978	94,672	
1992	2,541,761	45,531,524	2,354	189,589	725,637	35,215	866	3,753	202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	86,513	95,599	
1993	2,575,794	46,633,386	2,245	181,903	695,967	34,132	867	3,767	204,699	18,174	12,591	3,325	2,258	88,075	96,450	
1994	2,604,094	47,017,275	2,301	176,047	674,526	32,564	836	3,775	207,211	17,373	12,030	3,179	2,164	89,588	100,250	
1995	2,643,828	47,246,440	2,414	167,316	645,025	31,433	1,046	4,002	*209,778	16,533	11,390	3,070	2,073	*90,918	*102,327	
1996			2,363	162,862												

資料：「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は労働省労働基準局「労働基準監督年報」により、1973年以降の死傷者数は休業4日以上、1972年以前の死傷者数は休業8日以上のものである。
上記以外は、労働省労働基準局「労災保険事業月報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。 *印はピーク

表2 業務上疾病の発生状況

号	分類	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	合計
1	業務上の負傷に起因する疾病	13,807	13,530	13,269	12,236	11,651	11,242	11,822	10,763	9,170	9,558	9,485	8,759	9,146	8,323	7,306	7,183	5,451	173,040
		11,415	11,985	11,792	11,131	9,731	9,395	8,334	8,256	8,035	7,831	8,046	7,791	7,315	6,583	5,823	5,405	5,000	144,210
		2,392	1,545	1,477	1,104	1,920	1,847	2,488	2,507	1,135	1,727	1,439	968	2,130	1,740	1,483	1,777	1,451	28,830
2	物理的因子による疾病(がんを除く。) 有害光線、電磁放射線、異常気圧 異常温度、騒音、超音波等	1,711	1,128	1,545	1,128	821	1,293	1,237	1,292	730	566	728	501	860	729	524	733	726	16,353
		1,344	1,212	1,197	1,011	888	845	845	1,238	1,627	1,217	690	592	523	489	411	579	646	15,356
		367	-84	448	117	-67	447	391	54	-897	-651	38	-91	337	240	113	154	80	997
3	身体に過度の負担のかかる作業態勢に起因 する疾病 腰痛、振動障害、頸肩腕障害等	1,665	789	711	447	363	372	413	532	733	512	680	543	370	240	290	235	290	9,285
		2,782	2,674	2,451	2,187	1,683	1,687	1,617	1,652	1,382	1,375	1,221	1,012	1,000	1,131	1,035	953	1,097	26,939
		-1,117	-1,885	-1,740	-1,740	-1,320	-1,315	-1,204	-1,120	-649	-763	-541	-469	-630	-891	-745	-718	-807	-17,654
4	化学物質等による疾病(がんを除く。) 労働大臣が指定する化学物質等に よる疾病を含む。	713	621	475	505	426	508	456	368	399	364	316	331	370	343	400	407	334	7,779
		398	400	458	335	413	348	335	298	303	275	277	216	260	195	225	235	248	5,398
		315	221	17	170	13	260	147	70	96	85	39	115	110	147	175	168	86	2,381
5	粉じんの吸入による疾病 じん肺症等	2,491	2,365	2,249	2,282	2,163	1,561	1,387	1,472	1,401	1,308	1,201	1,185	1,103	1,140	1,025	1,259	1,326	25,918
		2,150	2,108	2,034	2,114	1,899	1,339	1,353	1,272	1,327	1,254	1,238	1,144	1,140	1,060	983	1,245	1,395	25,055
		341	257	215	168	264	222	34	200	74	54	-37	41	-37	80	42	14	-69	1,863
6	細菌、ウイルス等の病原体による疾病	101	48	48	51	41	56	60	108	69	55	40	87	92	54	75	74	92	1,225
		85	123	164	206	156	162	138	113	140	141	128	120	173	424	156	161	118	2,718
		16	-75	-116	-155	-125	-106	-78	-5	-71	-85	-88	-33	-81	-360	-81	-87	-26	-1,493
7	がん原性物質若しくはがん原性因子又はが ん原性工程における業務による疾病	6	3	6	5	6	4	0	5	4	4	2	1	5	2	6	9	3	72
		47	41	49	60	68	49	57	64	61	53	67	51	80	54	73	79	59	1,032
		-41	-38	-43	-55	-62	-45	-67	-58	-57	-49	-65	-50	-75	-32	-67	-70	-64	-960
9	その他業務に起因することの明らかでない疾病	30	60	45	32	9	11	13	6	4	16	13	8	5	1	4	15	8	320
		226	470	622	634	541	440	256	211	106	187	133	120	174	125	108	121	140	4,614
		-176	-410	-577	-582	-532	-429	-243	-205	-102	-171	-120	-112	-169	-124	-104	-106	-132	-4,294
	職業性皮膚病(2号から9号までの小計)	5,737	5,014	5,180	4,470	3,829	3,905	3,566	3,754	3,340	2,925	2,980	2,656	2,805	2,519	2,324	2,732	2,779	61,545
		7,032	7,028	6,975	6,547	5,658	4,871	4,386	4,848	4,946	4,506	3,754	3,255	3,350	3,479	2,991	3,377	3,713	81,016
		-295	-2,014	-1,795	-2,077	-1,829	-966	-1,020	-1,064	-1,606	-1,581	-774	-599	-545	-960	-667	-645	-934	-19,471
	計	20,544	18,644	18,449	16,705	15,480	15,147	14,588	14,547	12,510	12,323	12,465	11,415	11,951	10,842	9,630	9,915	9,230	234,585
		18,447	19,013	18,757	17,578	15,389	14,266	13,420	13,144	12,981	12,337	11,300	11,046	10,365	10,162	8,874	9,783	8,713	225,126
		2,097	-369	-318	-973	91	881	1,168	1,403	-471	186	665	369	1,585	680	815	1,132	517	9,459

注) 上段の数字は、労働省業務上疾病調査(各年版「衛生のしおり」)によるから疾病分類を労働基準法施行規則表第1の2に各号別に組み替えたもの。
休業4日以上で、その年(暦年)中に発生(初めて診断がなされた日)した疾病で翌年3月末日までに把握したもの。事業主から提出された労働者死傷報告書を分析・再分類したもの。
中段の数字は、「年度別、業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」(被労働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度(暦年ではない)中に支給決定がなされたもの)。
下段の数字は、上段の数字から中段の数字を差し引いたもの。
労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表3-1 脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災補償状況

年度	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995
脳血管疾患	請求件数	351	480	538	436	404	328	277	289
	認定件数	42	51	96	77	78	56	59	83
	1号	24	47	77	56	54	55	40	57
虚血性心疾患等	請求件数	148	196	239	161	151	130	103	116
	認定件数	7	20	14	15	15	8	13	12
	1号	4	5	3	3	3	1	1	3
合 計	請求件数	499	676	777	597	555	458	380	405
	認定件数	49	71	110	92	93	64	72	95
	1号	28	52	80	59	57	56	41	60

(注) 1号とは労働基準法施行規則別表第1の2第1号の「業務上の負傷に起因する疾病」であり、2号とは同表第3号の「業務に起因することの明らかでない」に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等である。
2 未処理の件数があるため、請求件数から認定件数を減じた件数が不支給の件数とはならない。
3 労働省労働基準局の資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成

表3-2 脳血管疾患及び虚血性心疾患等の審査請求及び再審査請求処理状況

年度	前年度 未 決	審査請求				再審査請求			
		請求	決 定	取 下	請求の 増減	請求	決 定	取 下	請求の 増減
1987									
1988									
1989									
1990									
1991	207	131	8	120	0	3	△2	205	42
1992	205	109	3	109	0	7	△1	194	36
1993	194	96	4	109	1	3	△3	170	45
1994	170	95	8	85	0	1	△2	169	43
1995	169	81	20	110	0	3	△7	110	

(注) 審査請求処理状況及び再審査請求の請求件数は労働省資料より、再審査請求の決定・取消件数は労働基準研究所「週刊労災」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。「請求の増減」欄は、事件の移送、併合、分離等による増減である。

表4 職業がんの労災補償状況

疾病の種類	年度	77前	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	合計	
ベンジジン又はβ-ナフチルアミンにさらされる業務による尿路上皮癌	(1988年3月31日現在の累積認定者数)												412	12	11	14	13	6	20	19	9	516
タール等にさらされる業務による肺がん又は皮膚がん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)												107	9	4	1	12	4	5	0	0	142
鉱物を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機炭素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)												61	2	0	1	3	0	5	2	75	
クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上皮癌	(1988年3月31日現在の累積認定者数)												113	1	6	4	5	5	4	4	8	150
ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)												15	0	0	0	1	0	0	0	1	17
塩化ビニルにさらされる業務による肺血管肉腫	(1988年3月31日現在の累積認定者数)												2	0	0	0	0	1	0	1	0	4
ベンゼンにさらされる業務による白血病	(1988年3月31日現在の累積認定者数)												8	0	0	0	0	0	0	0	1	9
ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)												7	0	0	0	0	0	1	0	8	
石棉にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	(1988年3月31日現在の累積認定者数)	17	4	5	1	2	7	4	7	11	14	10	10	19	16	18	23	21	21	23	233	
電離放射線にさらされる業務による白血病又は皮膚がん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)												9	0	1	1	1	1	3	1	18	
その他のがん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)												209	19	26	13	29	11	22	23	19	376
総 数	(1988年3月31日現在の累積認定者数)												1,025	53	67	50	50	54	73	79	69	1,550

(注) 労働省労働基準局の資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。
1994年度の下段の数字は、支給決定時において既に死亡している者を内数として計上。

表5 「肩に過度の負担の加わる作業環境に起因する疾病」の発生状況

区分	年度	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	合計
① 重労働業務による肩、腰、骨若しくは関節の疾患又は内臓腫		61	124	117	144	73	70	38	77	80	75	859
		303	324	351	347	324	344	458	296	282	309	3,318
② 重労働を取り扱う業務、腰に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(非災害性腰痛)		-242	-200	-234	-203	-251	-274	-420	-219	-182	-234	-2,459
		247	380	267	353	297	186	54	95	62	127	2,079
③ さく岩機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害(運動障害)		191	331	220	321	254	145	12	66	21	90	1,661
		54	59	50	39	23	23	21	24	17	18	328
④ 電話交換の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、関節若しくは腱鞘の炎症又は腱鞘症候群(運動障害等)		941	731	556	505	361	377	405	496	475	518	5,525
		-897	-672	-606	-466	-338	-354	-384	-472	-458	-550	-5,197
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業環境の業務に起因することの明らかなる疾病		155	127	154	111	131	73	97	63	57	56	1,024
		332	264	304	313	268	213	195	182	156	149	2,316
		-177	-137	-150	-202	-137	-140	-98	-119	-99	-93	-1,352
		15	43	24	33	19	18	20	30	19	14	235
		20	14	17	24	26	25	21	31	19	24	221
		-5	39	7	9	-7	-7	-1	-1	0	-10	24

(注) 上段の数字は、労働省業務上疾病調査(労生)による「発生」から疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。休業4日以上で、その中(重症)中に発生(初めて診断された日)した疾病で翌年(月末日)までに回復したものを、事業主から提出された労働省労働安全衛生調査報告書(労災)を分析・再分類したもの。
中段の数字は、「年度別、業務上疾病の労災保険給付決定件数」(被保険者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度(暦年)ではないうちに支給決定がなされたもの)。
下段の数字は、上段の数字から中段の数字を差し引いたもの。
労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表6 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断実施状況

年度	定期健康診断				特殊健康診断				じん肺健康診断			
	受診労働者数	疾病総数	疾病率	対象業務数	受診労働者数	疾病総数	疾病率	対象業務数	管理1 有所見者数	管理2 有所見者数	管理3 有所見者数	管理4 有所見者数
1965	9,370,497	574,578	6.1	24	8,927	226,979	24,048	10.6	162,467	8,996	3,973	415
1970	11,199,917	562,694	5.0	30	14,665	304,793	30,735	10.1	173,331	10,010	3,639	257
1975	10,901,527	733,029	6.7	66	30,446	557,224	29,962	5.4	212,976	12,716	5,055	318
1980	11,306,990	990,149	8.8	72	71,976	1,213,667	30,546	2.5	259,899	—	34,133	122
1981	10,333,192	916,322	8.9	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5	271,775	—	36,872	148
1982	10,408,511	953,993	9.2	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4	265,720	—	38,099	126
1983	10,625,676	991,035	9.3	72	78,031	1,342,082	27,496	2.0	260,565	—	37,183	137
1984	10,618,339	970,752	9.1	72	80,224	1,364,123	27,674	2.0	262,024	—	34,958	81
1985	10,733,013	1,003,629	9.4	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7	260,629	—	33,391	60
1986	10,900,258	1,065,354	9.8	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6	251,822	—	34,232	75
1987	10,859,413	1,100,724	10.1	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5	237,310	—	29,111	93
1988	10,586,405	1,123,126	10.6	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4	228,425	—	27,164	64
1989	9,232,997	1,117,564	12.1	72	83,242	1,415,940	25,015	1.8	219,624	—	25,364	66
1990	10,009,681	2,367,251	23.6	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3	216,420	—	22,184	74
1991	10,911,023	2,990,890	27.4	72	73,617	1,385,573	41,544	3.0	229,139	—	22,799	50
1992	10,825,454	3,483,525	32.2	72	75,187	1,509,273	47,995	3.2	220,988	—	18,782	52
1993	11,197,605	3,762,451	33.6	72	76,986	1,553,650	52,333	3.4	219,607	—	19,888	36
1994	11,317,518	3,920,311	34.6	72	76,051	1,558,666	55,969	3.6	215,174	—	19,107	43
1995	11,331,900	4,124,407	36.4	72	76,021	1,536,772	78,198	5.1	212,586	—	16,304	110

資料：特殊健康診断実施結果調査（じん肺健康診断を除く）、じん肺健康診断実施結果調査により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

1989年10月より、定期健康診断の項目等が改正されている。

特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正されている。

じん肺健康診断の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。

1978年にじん肺管理区分が改正されている。

1 労災保険審査請求関係統計

1 審査請求処理状況

年度	前年度 未 済	新 規 請 求	妻 姓 理 件 数	請求の 増△減	決 定				取 下	その他 処 理	処 理 件 数	処理率 (%)	本年度 未 済
					取 消	棄 却	却 下	小 計					
1980	729	1,533	2,262					978	189	6	1,173	51.9	1,089
1981	1,089	1,429	2,518					1,392	161	9	1,562	62.0	956
1982	956	1,282	2,238					1,117	155	7	1,279	57.1	959
1983	959	1,853	2,812					1,355	183	12	1,550	55.1	1,262
1984	1,262	1,620	2,882					1,207	157	116	1,480	51.4	1,402
1985	1,402	1,620	3,022					1,273	197	146	1,616	53.5	1,406
1986	1,406	1,394	2,800					1,184	177	30	1,391	49.7	1,409
1987	1,409	1,213	2,622					1,155	168	26	1,349	51.4	1,273
1988	1,273	1,359	2,632					1,174	147	33	1,354	51.4	1,278
1989	1,278	1,223	2,501					1,102	215	22	1,339	53.5	1,162
1990	1,162	1,065	2,227					930	131	11	1,072	48.1	1,155
1991	1,155	968	2,123	△11	156	745	10	921	105	(11)	1,037	48.8	1,086
1992	1,086	874	1,960	△8	145	700	9	854	101	(8)	963	49.1	997
1993	997	938	1,935	△28	138	703	15	856	139	(28)	1,023	52.9	912
1994	912	952	1,864	△32	147	739	15	901	110		1,043	55.0	821
1995	821	871	1,692	△30	153	754	18	925	131		1,086	64.2	606

注 「請求の△増減」欄は、事件の分類等による増減である（「その他処理」も同じ）。
労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成

2-1 事件種類別新規審査請求状況

年度	労働者 賃 格	業務上外	通勤災害	支給制限	治癒認定	再発認定	障 害	受 給 権	給付日数	そ の 他	計
1982	45	377	30	3	25	58	521	11	29	176	1,275
1983	50	399	35		90	47	623	7	48	542	1,841
1984	51	409	40	1	43	61	626	7	30	236	1,504
1985	57	407	27	1	109	57	678	7	20	111	1,474
1986	47	427	31	1	57	55	597	9	20	120	1,364
1987	30	361	31		41	56	530	2	18	144	1,213
1988	41	381	17		55	49	504	6	5	307	1,359
1989	57	378	21(21)		106(1)	54(2)	484(13)	6	12	105(2)	1,223(39)
1990	44	367	19		58	49	435	2	8	83	1,065
1991	38(1)	363	25(25)		22(1)	42(2)	379(13)	2	8	69(2)	968(44)
1992	42	320	30(30)		32	41(4)	331(8)	7	8	63(2)	874(44)
1993	36	337	20(20)	1	28(1)	51(1)	362(12)	7	5	91(2)	938(36)
1994	35	348	32(32)		45	49(1)	338(8)	8	19	78(1)	952(42)
1995	36	336	20	1	28	48	319	3	13	67	871

注 ()内は通勤災害の内数である（ただし、1988年度以前及び1990、1995年度は通勤災害の内数は示していない）。
労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成

労働安全衛生をめぐる状況

2-2 事件種類別新規審査請求状況

年度	業務上外	腰 痛	脳・心臓疾患	振 動 障害	頸肩腕症候群	じん肺症	その他疾病	左記以外
1991	383	32	131	19	10	55	62	74
1992	320	20	109	10	10	65	57	48
1993	337	24	96	25	5	51	48	88
1994	348	32	95	18	15	57	42	89
1995	336	24	81	8	12	60	69	82

注 ()内は通勤災害の内数である。
労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成

3 事件種類別処理状況

1995年度

争 点	前年度末 残 件 数	請 求	決 定				請 求 の 増 △ 減	本年度末 残 件 数
			取 消	棄 却	却 下	取 下		
労働者であるかどうかに関するもの	29	36	3	33	2	1	△3	23
業務災害の認定に関するもの	397	336	53	349	3	35	△21	272
腰痛にかかるもの	22	24	2	21	0	2	△3	18
脳・心臓疾患にかかるもの	169	81	20	110	0	3	△7	110
振動障害にかかるもの	21	8	2	8	0	7	△4	8
頸肩腕症候群等にかかるもの	15	12	1	11	0	1	0	14
じん肺症等にかかるもの	45	60	7	65	0	4	△4	25
その他の疾病にかかるもの	56	69	7	59	1	8	0	50
上記以外のもの	69	82	14	75	2	10	△3	47
通勤災害の認定に関するもの	21	20	1	27	1	0	0	12
支給制限について争いがあるもの	0	1	0	0	0	0	1	0
治癒認定の時期に関するもの	26	28	1	33	0	5	△1	14
再発であるかどうかに関するもの	38	48	3	42	0	7	△2	32
障害等級の認定に関するもの	228	319	84	198	7	53	0	205
受給権について争いがあるもの	5	3	0	6	0	1	0	1
給付基礎日額の算出に関するもの	14	13	0	10	1	8	△2	6
そ の 他	63	67	8	56	4	21	△1	40
合 計	821	871	153	754	18	131	△30	606

注 1 「請求の増△減」欄は、事件の分岐等による増減である。

II 労災保険再審査請求関係統計

1 審査請求処理状況

年 度	前 年 繰 越	請 求 件 数	裁 決 件 数	取 下 件 数	残 件 数
1956年 8~12月	0	164	16	2	146
1957年 1~12月	146	246	135	9	248
1958年 "	248	255	214	12	277
1959年 "	277	247	199	8	317
1960年 1~3月	317	68	69	4	312
1960年度	312	251	235	10	318
1961年度	318	243	271	11	279
1962年度	279	253	272	17	243
1963年度	243	263	275	11	220
1964年度	220	204	201	11	212
1965年度	212	179	199	11	181
1966年度	181	195	131	11	234
1967年度	234	319	173	10	370
1968年度	370	194	196	61	307
1969年度	307	230	226	15	296
1970年度	296	194	206	20	264
1971年度	264	173	225	9	203
1972年度	203	175	196	17	165
1973年度	165	208	139	10	224
1974年度	224	274	107	10	381
1975年度	381	250	90	12	529
1976年度	529	229	166	8	584
1977年度	584	231	314	12	489
1978年度	489	233	258	16	448
1979年度	448	230	237	11	430
1980年度	430	273	223	8	472
1981年度	472	485	301	8	648
1982年度	648	284	369	13	550
1983年度	550	308	289	4	565
1984年度	565	349	305	9	600
1985年度	600	329	239	13	677
1986年度	677	371	300	19	729
1987年度	729	346	272	8	795
1988年度	795	344	345	12	782
1989年度	782	442	297	15	912
1990年度	912	284	315	10	870
1991年度	870	252	374	12	746
1992年度	746	254	299	8	693
1993年度	693	246	288	7	644
1994年度	644	297	226	7	708
合 計		10,382	9,193	481	

労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成

労働安全衛生をめぐる状況

2-1 事件種類別請求件数

年度	業務上外	障害	治癒認定	再発認定	労働者資格	給付基礎	却下決定	通勤災害	その他	給付制限	計
1955	40	102	-	-	-	-	-	-	14	8	164
1957	49	153	-	-	-	-	-	-	31	13	246
1958	65	145	-	-	-	-	-	-	34	11	255
1959	45	151	-	-	-	-	-	-	38	13	247
1960	9	46	-	-	-	-	-	-	10	3	68
1960	39	145	-	-	-	-	-	-	55	12	251
1961	52	135	-	-	-	-	-	-	43	13	243
1962	37	170	-	-	-	-	-	-	31	15	253
1963	83	118	-	-	-	-	-	-	46	16	253
1964	46	95	-	-	-	-	-	-	55	6	204
1965	50	54	-	-	-	-	-	-	66	9	179
1966	52	91	9	7	-	-	2	-	24	10	195
1967	74	87	130	7	-	-	1	-	18	2	319
1968	57	82	12	5	3	2	1	-	32		194
1969	90	86	4	15	1	4	4	-	26		230
1970	65	80	9	7	1	4	5	-	23		194
1971	65	66	8	6	5	2	6	-	15		173
1972	63	63	10	12	8	1	7	-	11		175
1973	107	59	8	8	4	8	3	-	11		208
1974	94	125	11	12	10	4	1	3	14		274
1975	120	57	3	9	11	6	5	9	30		250
1976	110	52	7	8	7	3	3	12	27		229
1977	107	48	5	5	8	2	7	4	45		231
1978	110	40	6	12	14	5	7	10	29		233
1979	114	53	4	9	8	12	6	4	20		230
1980	126	59	12	16	11	6	8	10	25		273
1981	186	75	11	13	18	80	7	4	91		485
1982	136	62	2	12	22	7	6	7	30		284
1983	132	84	9	27	15	5	4	5	27		308
1984	153	78	13	24	13	11	7	8	42		349
1985	133	89	8	21	17	9	6	18	28		329
1986	125(5)	94(3)	14	18	15	4	3	8	90(3)		371
1987	151(3)	82(2)	19	16	21(2)	5	9	9	34(2)		346
1988	144(5)	64(1)	33	17	9	10	21	5	41(3)		344
1989	137(3)	74	15	16	8	0	3	4(1)	185		442
1990	126(3)	87	14	18	14	3	2	5(1)	15		284
1991	118(5)	67	17	24	10	2	8	5	11		262
1992	128(2)	56	19	22	6	2	1	4(1)	16		254
1993	130	52	13	20	10	4	0	6	11		246
1994	145	80	15	20	7				30		297
合計	3,813	3,407	440	405	276	201	143	140	1,425	131	10,382

注1 「年度」の1955年は8～12月、1957～1959年は1～12月、1960年は前者が1～3月、後者が年度、1961以降は年度。
 2 1964年以前の「その他」には「治癒認定」、「再発認定」、「却下決定」、「その他」が含まれている。
 3 1986年度以降は、表中に特別加入者関係再審査請求事件を含み、1986～1992年度については()内に内数として示した。
 4 本表の事件区分は、受理時のものである。
 労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成

2-2 事件種類別請求件数

年度	業務上外	脳血管疾患	虚血性心疾患	じん肺	腰痛	振動障害	頸肩腕症候群	その他
1992	128	31	24	14	2	11	3	43
1993	130	28	14	11	4	2	3	68
1994	145	32	20	18	9	3	14	49

労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成

3-1 事件種類別裁決状況

事件の種類	業務上外	障害	治癒認定	再発認定	労働者資格	給付基礎	却下決定	通勤災害	給付制限	その他	計
1956～1991	裁 棄却	2,565	2,350	250	275	177	154	116	94	74	6,982
	取 消	344	412	19	16	40	18	16	14	41	1,075
	却 下	74	151	8	10	1	8	5	9	49	323
	決 小計	2,983	2,913	287	301	218	180	140	124	1,121	8,380
	取 下	108	117	65	8	14	6	10	4	7	459
1992	計	3,091	3,030	352	309	232	186	150	131	1,241	8,839
	裁 棄却	132	70	30	14	12	4	5	2	14	284
	取 消	3	8	0	0	0	0	0	0	2	13
	却 下	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
	決 小計	135	79	31	14	12	4	5	2	16	299
1993	取 下	1	2	3	0	0	1	0	0	1	8
	計	136	81	34	14	12	5	5	2	17	307
	裁 棄却	132	76	11	21	9	1	0	3	12	265
	取 消	7	6	0	0	1	0	0	1	1	16
	却 下	2	2	0	1	1	0	0	0	1	7
1994	決 小計	141	84	11	22	11	1	0	4	14	288
	裁 棄却	100	42	15	20	6				25	208
	取 消	4	5	0	1	2				2	15
	却 下	1	0	0	0	0				3	3
	決 小計	105	47	15	21	8				30	226
合計	取 下	2	1	8	0	0				1	7
	計	107	48	18	21	8				31	233
	裁 棄却	2,929	2,538	316	330	204	159	122	99	74	7,789
	取 消	358	431	19	17	43	18	15	15	41	1,119
	却 下	77	154	9	11	2	8	5	9	53	335
合計	決 小計	3,364	3,123	344	358	249	185	146	119	1,181	9,193
	取 下										481
計											9,674

労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成

3-2 事件種類別裁決状況

年度	事件の種類		業 務 上 外	脳血管疾患	虚血性心疾患	じん肺	腰 痛	振動障害	頸肩腕症候群	そ の 他
1994	裁	棄却	100	29	13	7	1	5	1	44
		取消	4	1	0	0	0	0	0	3
		却下	1	0	0	0	0	0	0	1
	決	小計	105	30	13	7	1	5	1	48
		取 下	2	1	1	0	0	0	0	0
	計		107	31	14	7	1	5	1	48

労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成

【資料】

「不法就労」外国人に対する災害補償の状況

各年度の労働者労働基準局補償課の資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成したもの。
労災保険の保険給付の請求があった事案のうち、被災労働者が「不法就労」外国人であると思われる者に対する補償状況。

1 被災労働者の国籍（人数）

国名	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	国名	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
イラン	0	2	0	15	100	122	101	69	72	ヨルダン	0	0	0	0	0	0	0	1	0
フィリピン	8	6	3	10	13	21	25	14	26	スウェーデン	0	0	0	0	0	0	0	1	0
パングラティシュ	6	27	22	63	33	42	28	31	24	ナイジェリア	0	1	0	0	3	2	8	0	0
スリランカ	0	0	1	10	13	14	25	19	22	ベトナム	0	1	2	0	0	2	2	0	0
タイ	0	1	1	4	15	20	18	25	22	ギニア	0	0	0	0	1	1	1	0	0
パキスタン	13	16	19	51	58	46	34	33	20	オーストラリア	0	0	0	0	0	0	1	0	0
ペルー	0	0	0	2	5	8	12	24	19	アイルランド	0	0	0	0	0	0	1	0	0
韓国	2	6	7	20	32	43	38	23	14	ホンジュラス	0	0	0	0	0	0	1	0	0
中国	3	5	20	21	16	31	9	10	11	イギリス	0	0	0	0	0	1	0	0	1
インド	0	1	0	6	2	6	9	11	9	ブルキナファソ	0	0	0	0	0	1	0	0	0
ブラジル	0	0	0	2	4	3	12	6	9	スリナム	0	0	0	0	0	1	0	0	0
マレーシア	0	0	3	6	12	10	9	6	6	パハマ	0	0	0	0	0	1	0	0	0
ガーナ	1	2	2	0	3	5	2	6	4	メキシコ	0	0	0	0	0	1	0	0	0
ミャンマー	0	0	1	2	2	2	2	5	3	キューバ	0	0	0	0	1	0	0	0	0
ネパール	1	0	1	4	2	2	5	5	3	ドミニカ	0	0	0	0	1	0	0	0	0
インドネシア	1	0	0	0	0	1	4	0	2	南アフリカ	0	0	0	0	1	0	0	0	0
トルコ	0	0	0	1	0	2	0	2	2	マリ	0	0	0	0	1	0	0	0	0
ボリビア	0	0	0	0	0	1	1	1	2	パプアニューギニア	0	0	0	0	1	0	0	0	0
アルゼンチン	0	0	0	0	0	0	0	0	1	タンザニア	0	0	0	1	1	0	0	0	0
ウガンダ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	香港	0	0	1	1	0	0	0	0	0
台湾	2	0	0	0	1	2	0	0	0	オランダ	0	0	0	1	0	0	0	0	0
チュニジア	0	0	0	0	0	0	0	0	1	エジプト	0	0	0	1	0	0	0	0	0
コロンビア	0	0	0	0	0	0	0	2	0	シンガポール	0	1	0	0	0	0	0	0	0
アメリカ	0	0	0	0	1	2	2	1	0	ニュージーランド	0	1	0	0	0	0	0	0	0
レソト	0	0	0	0	0	0	1	1	0	フランス	1	0	0	0	0	0	0	0	0
ベナン	0	0	0	0	0	0	1	1	0	不明	0	1	0	0	0	0	0	1	2
スーダン	0	0	0	0	0	0	1	1	0	計	40	71	89	221	322	393	351	320	276

2 就労事業場の種類（人数）

業種	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	業種	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
その他の林業	0	0	0	0	0	1	2	3	0	鑛物業	1	1	0	6	8	9	11	8	1
木材伐出業	0	0	0	0	2	0	0	0	0	金属製品製造業	10	30	36	62	96	92	84	72	54
採石業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	又は金属加工業	0	0	2	1	1	0	1	2	2
その他の鉱業	0	0	0	0	0	1	1	1	1	一般物品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道路新設事業	0	0	0	0	0	0	2	0	1	めっき業	1	4	0	4	2	0	2	2	0
建築工事業	0	0	0	1	2	1	1	2	1	機械器具製造業	0	0	3	13	21	28	13	12	12
建築事業	4	2	13	27	42	51	38	32	29	電気機械器具製造業	1	1	1	5	2	4	7	9	7
建設建築物設備工事業	0	0	0	1	5	5	2	2	0	輸送用機械器具製造業	0	2	6	21	19	36	19	30	21
機械装置の組立又は元付けの事業	0	0	0	1	2	1	0	3	0	船舶製品製造業	0	0	0	0	0	0	1	1	0
その他の建設事業	0	0	0	4	9	20	19	14	9	計量器、光学機械時計等製造業	0	0	0	1	0	0	3	0	1
食料品製造業	3	1	1	0	5	19	19	25	23	黄金製品、装身具、皮革製品等製造業	0	0	0	4	2	2	0	1	0
繊維工業又は繊維製品製造業	0	0	0	0	1	4	6	4	5	その他の製造業	3	2	3	22	16	25	31	23	22
木材又は木製品製造業	1	1	1	0	2	9	9	15	15	貨物取扱事業	0	0	2	0	4	5	5	3	4
製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	港湾貨物取扱業	0	0	0	1	0	1	0	0	0
バルブ又は紙製造業	0	0	0	0	1	0	0	0	0	港湾荷役業	0	0	0	0	0	0	1	1	0
印刷又は製本業	0	1	1	6	3	5	4	7	1	農業又は海面漁業以外の漁業	0	0	0	1	3	0	1	4	2
化学工業	3	2	2	6	15	15	7	5	10	清掃、火葬又はその他の事業	1	0	1	0	0	6	4	1	3
ガラス又はセメント製造業	0	0	0	2	9	0	0	0	0	ビルメン	0	0	1	0	1	1	0	0	0
その他の産業又は土石製品製造業	0	0	1	2	4	8	11	11	4	テナンス業	0	0	1	0	1	1	0	0	0
金属精錬業	0	0	0	0	2	1	1	0	3	その他の各種事業	12	21	15	28	35	36	42	26	34
非鉄金属精錬業	0	0	0	2	4	6	1	1	0	計	40	71	89	221	322	393	351	320	276
金属材料品製造業	0	0	0	0	3	1	2	0	5										

3 補償状況（件数）

保険給付の種類	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
療養（補償）給付	39	70	70	169	267	298	299	259	251
休業（補償）給付	21	19	40	80	128	197	195	153	124
障害（補償）給付	7	6	10	38	55	69	87	76	99
遺族（補償）給付	0	0	2	2	4	1	3	4	4
葬祭料（標準給付）	0	0	2	2	3	1	1	4	4
計	67	95	124	291	457	566	575	496	422

4 就労場所(人数)

都府県名	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	都府県名	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
群馬	0	11	14	33	16	91	92	65	55	神奈川	6	5	5	12	36	30	13	7	1
茨城	2	2	0	0	10	17	19	28	46	奈良	0	0	0	0	1	3	2	2	1
栃木	4	0	2	16	25	36	41	43	43	滋賀	0	0	0	0	0	2	4	2	0
群馬	2	10	4	28	30	39	49	39	43	京都	0	0	2	0	2	1	0	1	0
東京	13	36	49	80	102	84	62	61	22	岡山	0	0	0	0	0	0	0	1	0
静岡	0	0	0	2	9	9	7	16	12	愛媛	0	0	0	0	0	0	0	1	0
新潟	0	0	4	12	14	17	16	18	9	高松	0	0	0	0	0	3	1	0	0
山梨	0	0	0	1	2	11	0	4	8	徳島	0	0	0	1	1	1	1	0	0
長野	0	4	0	3	5	3	6	11	6	香川	0	0	0	0	0	0	1	0	0
新潟	0	0	0	0	3	1	3	3	5	愛媛	0	0	0	0	0	0	1	0	0
長野	1	0	0	0	0	1	7	6	5	高松	0	0	0	0	0	2	0	0	0
山梨	4	0	3	28	49	21	11	3	3	徳島	0	0	0	0	0	2	1	0	0
長野	0	0	1	0	0	0	0	0	2	香川	0	0	0	0	1	1	0	0	0
山梨	0	0	0	2	3	4	1	2	2	愛媛	0	0	0	0	0	1	0	0	0
新潟	0	0	0	0	0	0	1	3	2	高松	0	0	0	0	0	1	0	0	0
山梨	1	3	4	3	11	10	14	4	1	徳島	0	0	0	0	0	1	0	0	0
計	40	71	89	221	322	393	351	320	276	計	40	71	89	221	322	393	351	320	276

【資料】

外国人労働者の労働災害発生状況

各年度の労働者労働基準局安全衛生部の資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成したもの。
事業主が届け出た労働者死傷病報告によるデータで、永住者、永住者の配偶者等、平和条約関連国難民脱出の子及び定着を待たず在留資格を有する者を対象としており、在留及び就労の合法、不法を問わない。死傷は死亡及び休業4日以上の負傷の合計。

1 国籍別労働災害被害者数

国	精	平成2年		平成3年		平成4年		平成5年		平成6年		平成7年	
		死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡
ブラジル		39	2	80	2	201	4	278	5	303	1	328	8
ペル	ー	5		18	1	63	1	72	1	81	0	93	2
イ	ラン	11	1	71	3	102	5	102	2	76	1	67	1
中華人民共和國		25		28	2	42	1	52	2	50	1	60	2
フィリピン		—		—		—		38	2	36	1	30	1
大韓民国		18	4	36	6	30	4	44	7	—		—	
バングラディシュ		34	1	27		—		22		—		—	
タ	イ	—		—		—		18	2	—		—	
パキスタン		45		30		34		18	2	—		—	
スリランカ		—		—		—		18		—		—	
アメリカ		—		—		—		14		—		—	
インドネシア		—		—		—		13	1	—		—	
その他		66	3	95	2	217	6	68		271	10	269	21
不明		—		—		—		87		—		—	
合計		244	11	385	16	689	23	844	22	817	14	847	21

2 業種別労働災害被害者数

業 種	平成2年		平成3年		平成4年	
	死傷 死 亡	死 亡	死傷 死 亡	死 亡	死傷 死 亡	死 亡
製 造 業	194	4	272	5	497	7
建 設 業	31	5	67	9	113	13
貨 物 取 扱 業	2	1	10	1	2	1
農 林 業			2		1	
畜 産・水 産 業	3				17	
商 業	5	1	11	1	22	2
接客販売業	4		19		31	
そ の 他	5		4		16	
合 計	244	11	365	16	689	23

労働安全衛生関係日誌

1996年→1997年

1996. 1. 4 警察庁の集計で、平成7年の交通事故による死亡者が10,679人にのぼることが判明、前年比30人増、1万人突破は8年連続
1996. 1. 8 【告示】平8.1.8労働省告示第1号「防毒マスクの規格の一部を改正する告示」
1996. 1. 18 【通達】平8.1.18基発第25号「指定教習機関事業報告書の簡素化について」
1996. 1. 19 【建議】中央労働基準審議会建議「労働者の健康確保対策の充実強化について」(情報96-3/法令49-3/速報155/安衛広報646)
1996. 1. 22 【通達】平8.1.22基発第30号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準の一部改正について」(情報96-3/法令49-3/通信501/衛生96-4/基準広報1181)
1996. 1. 25 【通達】平8.1.25基発第35号「振動障害に係る保険給付の適正化について」(情報96-5)
1995. 1. 25 【省令】平8.1.25労働省令第2号「ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令」
1996. 1. 29 【通達】平8.1.29基安発第42号の4「建設現場における発泡プラスチック系断熱材による火災災害防止の徹底について」
1996. 1. 30 【報告】日本医師会産業保健委員会答申(情報96-3)
1996. 2. 1 【通達】平8.2.1基発第47号「クレーン構造規格及び移動式クレーン構造規格の適用について」(法令49-12/速報156/通信507・508)
1996. 2. 7 【通達】平8.2.7基発第53号「技能講習修了証の統合の取扱いについて」(法令49-7/通信504/衛生96-5)
1996. 2. 7 【通達】平8.2.7労働省労働基準局安全衛生部計画課長・安全課長・労働衛生課長・化学物質調査課長事務連絡「技能講習修了証の統合の取扱いについて」(法令49-7)
1996. 2. 10 【災害】北海道・余市町と古平町の境にある国道229号線豊浜トンネル内で、落盤事故に路線バスと乗用車が巻き込まれ、20人が死亡
1996. 2. 13 【通達】平8.2.13基発第58号の2「トンネル建設工事における崩落災害等の防止に関する自主点検の実施について」(通信502)
1996. 2. 16 【報告】化学品審議会安全対策部会「化学物質総合安全管理の推進の在り方(中間報告)―自己責任による自主管理―」(通信504)
1996. 2. 20 【通達】平成8年度労働基準行政運営方針(法令49-6/速報156/衛生96-4)
1996. 2. 20 【通達】平8.2.20基発第72号「作業環境測定記録のモデル様式の改正について」(通信505/安衛広報650/衛生96-5)
1996. 2. 21 【通達】平8.2.22基発第75号「職場における喫煙対策のためのガイドラインについて」(情報96-4/法令49-6/通信503/速報156/衛生96-4)
1996. 2. 21 【通達】平8.2.20基発第77号「特定化学物質等作業主任者能力向上教育について」(安衛広報649)
1995. 2. 23 【通達】平8.2.23基発第79号「労災保険における『はり・きゅう及びマッサージ』の施術に係る保険給付の取扱いの一部改定について」(情報96-4)
1996. 2. 23 【通達】平8.2.23基発第80号「労災保険における『はり・きゅう及びマッサージ』の施術に係る診断書料の取扱いの一部改定について」
1996. 2. 29 【通達】平8.2.29労働衛生課長事務連絡「『チェーンソー以外の振動工具の取扱いに係る振動障害予防対策指針』の適用関係について」

1996. 3. 1 【省令】平成8年労働省令第6号「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令」(介護補償給付の細部規定等)→1996. 4.1以降 施行(情報96-5/法令49-7)
1996. 3. 1 【告示】平成8年労働省告示第13号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第20条の3第1号及び第3号の規定に基づき労働大臣が定める告示」(労働者の健康保持増進のための措置であって労働大臣が定めるもの及び安全または衛生を確保するための措置)→1996.3.31 適用
1996. 3. 1 【告示】平成8年労働省告示第14号「労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める告示」(介護補償給付等の様式の追加等)→1996.4.1 適用
1996. 3. 1 【通達】平8.3.1基発第95号「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行(第2次分)について」(情報96-5/法令49-9)
1996. 3. 1 【通達】平8.3.1基安発第2号「労働者健康確保事業助成事業の一層の推進について」
1996. 3. 5 【省令】平成8年労働省令第7号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」(鋼管足場に使用する鋼管等及び鋼管規格に適合する鋼管以外の足場に関する事項の一部改正)→1996.4.1 適用(通信504)
1996. 3. 19 【通達】平8.3.19基発第133号「計画の届出の取扱いについて」(法令49-16/通信510)
1996. 3. 21 【通達】平8.3.21基発第134号「クレーン製造許可の取扱いについて」
1996. 3. 22 【通達】平8.3.22基発第140号「技能講習及び教習の円滑な運用について」(法令49-11/通信505/安衛広報650/衛生96-6)
1996. 3. 22 【通達】平8.3.22基発第141号「ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令の施行について」(法令49-15/通信509)
1996. 3. 22 【通達】平8.3.22基発第141号の2「ボイラー及び第1種圧力容器の運転時検査に関する認定について」(法令49-15/通信509)
1996. 3. 22 【通達】基発第149号の3「車載圧力容器の自主点検記録について」
1996. 3. 25 【告示】平成8年労働省告示第19号「労働安全衛生法第57条の2第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する告示」
1996. 3. 25 【告示】平成8年労働省告示第18号「労働保険料適用事業細目の一部を改正する告示」(一般失業対策事業を削除)
1996. 3. 25 【報告】労働基準法研究会・労働契約等法制部会労働者性検討専門部会報告(情報96-6/法令49-11/速報157)
1996. 3. 26 【告示】平成8年労働省告示第20号「労働基準法施行規則第38条の7から第38条の9までの規定に基づき休業補償の額の算定にあたり用いる率を定める告示」(1996.4.1～6.30の間における休業補償の額の算定に用いるスライド率)
1996. 3. 27 【政令】平成8年政令第60号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」(健康管理手帳を交付する業種として3業種を追加)→1996.3.27 施行(情報96-1・2/法令49-1)
1996. 3. 27 【省令】平成8年労働省令第11号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」(健康管理手帳様式等の一部改正)→1996.3.27 施行
1996. 3. 27 【通達】平8.3.27基発第155号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」
1996. 3. 27 【通達】平8.3.27基発第156号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」(健康管理手帳関係)(情報96-12)
1996. 3. 27 【通達】平8.3.27基発第159号「試験施設等に関する安衛法GLP適合確認状況について」(通信507)
1996. 3. 27 【告示】平成8年労働省告示第23号「衛生管理者規程の一部を改正する告示」(衛生工学衛生管理者免許を受けることができる事項等の改正)(通信506)
1996. 3. 28 【省令】平成8年労働省令第12号「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令」(葬祭料の定額部分を29万5千円に引き上げ)(情報96-6/法令49-11)→1996.4.1 施行
1996. 3. 29 【省令】平成8年労働省令第15号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」(労働基準監督署の管轄区域の一部改正)→1996.4.1 施行
1996. 3. 29 【告示】平成8年労働省告示第33号「労働基準法施行規則別表第1の2第4号の規定に基づき労働大臣が指定する単体たる化学物質並びに労働大臣が定める疾病を定める告示の一部を改正する告示」(化学物質に起

- 因する業務上疾病について24物質を追加)(情報96-3/法令49-5)
1996. 3. 29 【通達】平8.3.29基発第181号「労働基準法施行規則の規定に基づき労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)並びに労働大臣が定める疾病を定める告示の全部改正について」(情報96-6)
1996. 3. 29 【通達】平8.3.29基発第182号「労働基準法施行規則の規定に基づき労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物に係る労働衛生対策について」(情報96-6/法令49-13/衛生96-7/通信507)
1996. 3. 29 【通達】平8.3.29基発第186号「中小企業安全衛生活動促進事業助成制度の推進について」(通信509/法令49-13)
1996. 3. 29 【通達】平8.3.29基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」(法令49-15/衛生96-7/通信508)
1996. 3. 29 【発表】労働大臣官房総務課「規制緩和推進計画の改定について」(情報96-6/速報157)
1996. 3. 29 【通達】平8.3.29基収第78号の2「社団法人建設荷役車両安全技術協会の行う特定自主検査の検査者研修の修了証の様式変更について」(通信510)
1996. 3. 【報告】中災防「職場環境管理のあり方についての検討会報告書」(情報97-4/安衛広報657)
1996. 3. 【報告】中災防「職場におけるこれからの健康管理～脳血管疾患、虚血性心疾患等の予防を中心として～検討結果報告書」
1996. 3. 【報告】中災防・中央快速職場推進センター「快速職場環境評価システム検討委員会報告書」(情報97-4)
1996. 3. 【報告】中災防衛生管理部「国際基準に基づく化学物質危険有害性表示制度の研究—MSDSの記載内容および活用状況の調査—」(情報97-6)
1996. 4. 1 【通達】平8.4.1基発第205号「衛生管理者規程の一部を改正する告示の適用等について」(法令49-16)
1996. 4. 4 【通達】平8.4.4基発第223号の2「経年仮設機材の管理について」(法令49-16/通信510)
1996. 4. 16 【災害】広島県江田島町の中国化薬江田島工場で、化薬を圧縮して容器に詰める作業中に爆発事故、3人が死亡
1996. 4. 23 【通達】平8.4.23基発第261号「林業用単軌条運搬機安全管理要綱の策定について」(法令49-17/通信510号)
1996. 4. 23 【通達】平8.4.23安全課長事務連絡「林業用単軌条運搬機安全管理要綱について」(法令49-17)
1996. 平成8年度全国安全週間実施要綱(法令49-14/通信506)
1996. 4. 25 【通達】平8.4.25基発第267号の2「指定外国検査機関の指定について」(通信514)
1996. 4. 26 【判例】研修でインド出張中にうつ状態になり死亡した製鉄会社新入社員を業務上と認める神戸地裁判決
1996. 5. 10 【通達】平8.5.10基発第291号「交通労働災害防止対策推進事業の実施について」(法令49-18)
1996. 5. 10 【通達】平8.5.10基発第292号「木造家屋等低層住宅建築工事安全対策推進モデル事業の実施について」(法令49-18/通信512)
1996. 5. 11 【通達】平8.5.11基発第311号「振動障害者に係る社会復帰支援制度の拡充等について」(情報96-7)
1996. 5. 16 【通達】平8.5.16基安発第15号「林業における快速職場形成の推進について」(通信512/衛生96-8)
1996. 5. 17 【災害】大分県宇佐市の日本薬品開発大分工場の実験室で薬品調合中に爆発、7人が負傷
1996. 5. 21 【通達】平8.5.21基発第329号「熱中症の予防について」(情報96-8/法令49-16/通信509/衛生96-7)
1996. 5. 21 【通達】平8.5.21基発第331号「空気貯槽における爆発災害の防止対策の徹底について」(法令49-18/通信509/安衛広報656)
1996. 5. 22 【法律】平成8年法律第42号「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律」(審査請求の迅速化等)→1996.7.1等施行
1996. 5. 22 【通達】平8.5.22労働省発基第61号「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行について」(情報96-7/法令49-17)
1996. 5. 30 【通達】平8.5.30労働衛生課長事務連絡「酸素欠乏等の発生状況について」(情報96-10/通信510/衛生96-9)
1996. 6.2-5 第69回日本産業衛生学会(北海道旭川市)
1996. 6. 10 【通達】平8.6.10基発第364号「化学設備の非正常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」(情報96-11/法令49-21/通

- 信 511/安衛広報 656/衛生 96-9)
1996. 6. 11 【通達】平 8.6.11 基発第 367 号「プレス機械作業従事者に対する安全教育について」(法令 49-21/通信 513)
1996. 6. 11 【災害】和歌山市の多目的ホール建設現場で、作業用足場に乗って作業をしていた 3 人が約 9m 下に落下、1 人が死亡、2 人が重傷
1996. 6. 18 【災害】千葉県市原市の東京電力姉崎火力発電所でパイプが破裂、2 人が死亡、1 人が重傷
1996. 6. 19 【法律】平成 8 年法律第 63 号「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(産業医・健康診断関係) (情報 97-1 増刊/法令 49-17・18・25)→1996.10.1 施行
1996. 6. 19 【通達】平 8.6.19 労働省発基第 63 号「労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行について」(情報 97-1 増刊/通信 511)
1996. 6. 19 【法律】平成 8 年法律第 90 号「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律」(法令 49-17・20)
1996. 6. 24 【先例】エスピー食品陸上部選手の事故死を労働保険審査会が業務上認定(情報 96-8)
1996. 6. 26 【通達】平 8.6.26 労働省発総第 8 号・基発第 406 号・職発第 467 号「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行について」(情報 96-8/法令 49-19)
1996. 6. 【報告】「テレワーク推進会議中間報告」
1996. 7.1-7 平成 8 年度全国安全週間
1996. 7. 平成 8 年度労働衛生週間実施要綱(法令 49-21/通信 511)
1996. 7. 5 【通達】平 8.7.5 基発第 425 号の 3「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」(法令 49-23/通信 513/衛生 96-10)
1996. 7. 5 【通達】平 8.7.5 基発第 448 号の 2「山岳トンネル工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針について」(法令 49-23)
1996. 7. 9 【通達】平 8.7.9 基収第 349 号の 2「昇降する移動式足場の取扱いについて」
1996. 7.10 【通達】平 8.7.10 基発第 459 号の 2「指定外国検査機関の指定について」(通信 517)
1996. 7.13 【災害】山梨県都留市の文化ホール地下工事現場で排水作業中に、一酸化炭素中毒で 2 人が死亡、7 人が軽傷
1996. 7.15 【通達】平 8.7.15 基収第 464 号の 2「鋼管足場の部材及び附属金具の規格第 25 条の規定に基づく適用除外について(その 13)」(通

- 信 517)
1996. 7.15 【通達】平 8.7.15 基収第 465 号の 2「鋼管足場の部材及び附属金具の規格第 25 条の規定に基づく適用除外について(その 14)」(通信 517)
1996. 7.15 【通達】平 8.7.15 基収第 466 号の 2「鋼管足場の部材及び附属金具の規格第 25 条の規定に基づく適用除外について(その 15)」(通信 517)
1996. 7.15 【通達】平 8.7.15 基収第 478 号の 2「鋼管足場の部材及び附属金具の規格第 9 条の規定に基づく適用除外について(その 45)」(通信 517)
1996. 7.17 【災害】大阪府高石市の三井東圧化学大阪工業所敷地内の下請工場、日本アルキルアルミ大阪工場爆発事故で、8 人が重軽傷
1996. 7.23 【通達】平 8.7.23 基発第 476 号「健康管理手帳所持者に対する健康診断(追加)の実施について」(情報 96-12/通信 514/衛生 96-11)
1996. 7.23 【通達】平 8.7.23 基発第 477 号「外国人労働者に対する技能講習の実施について」(法令 49-23/通信 513)
1996. 7.24 【通達】平 8.7.24 労働衛生課長事務連絡「病原性大腸菌 O-157 による食中毒の予防について」(情報 96-10/通信 512)
1996. 7.26 【省令】平成 8 年労働省令第 31 号「労働者災害補償保険法施行規則及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令」(年金たる労災特別支給金の支払回数等を年 6 回に等) (情報 96-10/法令 49-22)
1996. 7.26 【告示】平成 8 年労働省告示第 72 号「労働者災害補償保険法施行規則第 9 条第 4 項に基づき、自動変更対象額を変更する告示」(情報 96-10/法令 49-22)
1996. 7.26 【告示】平成 8 年労働省告示第 75 号「労働者災害補償保険法第 16 条の 6 第 2 項の労働大臣が定める率に関する告示」(スライド率の改定) (情報 96-10/法令 49-22)
1996. 7.26 【通達】平 8.7.26 基発第 483 号「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行(第 3 次分)について」(法令 49-26)
1996. 7.26 【通達】平 8.7.26 基収第 366 号の 2「安全帯の規格第 12 条に基づく適用除外について」(通信 520)
1996. 7.30 【通達】平 8.7.30 基収第 365 号の 2「安全帯の規格第 12 条に基づく適用除外について」

- (通信 520)
1996. 7.31 【災害】埼玉県北本市の三菱マテリアル桶川製作所の圧縮空気貯槽が爆発、1 人が死亡、19 人が負傷
1996. 8. 6 【通達】平 8.8.6 基発第 504 号「防毒マスクの選択、使用等について」(法令 49-28/通信 516/衛生 96-11)
1996. 8. 6 【通達】平 8.8.6 基発第 505 号「防じんマスクの選択、使用等について」(情報 97-1・2/法令 49-28/通信 516/衛生 96-11)
1996. 8. 6 【通達】平 8.8.6 基発第 506 号の 4「爆発火災等防止対策の強化について」(情報 96-10/通信 513)
1996. 8. 7 【通達】平 8.8.7 基収第 487 号の 2「補強材取付作業車(橋脚補強作業車)の法令上の適用について」(通信 518)
1996. 8. 9 【通達】平 8.8.9 基発第 511 号「腸管出血性大腸菌感染症に係る対応について」(情報 96-10/通信 513/衛生 96-10)
1996. 8. 9 【通達】平 8.8.9 基収第 554 号の 2「鋼管足場の部材及び附属金具の規格第 25 条の規定に基づく適用除外について(その 16)」(通信 518)
1996. 8.13 労働省と環境庁、郵政省、通産省、厚生省、運輸省、科学技術庁の 7 省庁で「電磁界関係省庁担当者連絡会議」を発足
1996. 8.【報告】「平成 7 年労働安全衛生基本調査結果速報」(速報 162)
1996. 中災防「心理相談員支援センター」開設
1996. 9.5-6 ISO(国際標準化機構)労働安全衛生マネジメントシステムに関する国際ワークショップ(スイス・ジュネーブ)
1996. 9. 5 【災害】和歌山県古座川町の林道工事現場で、土砂崩壊により、3 人が死亡、1 人が軽傷
1996. 9. 6 【通達】平 8.9.6 基発第 556 号「電気機械器具防爆構造規格(昭和 44 年労働省告示第 16 号)における可燃性ガス又は引火性の物の蒸気に係る防爆構造の規格に適合する電気機械器具と同等以上の防爆性能を有するものの技術的基準(IEC 規格第 79 条)」の改正について」(法令 49-30/通信 516)
1996. 9. 6 【通達】平 8.9.6 基発第 557 号「静電気帯電防止作業服及び静電気帯電防止作業靴の性能、試験方法等の基準について」(法令 49-28/通信 516)
1996. 9.13 【政令】平成 8 年政令第 271 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」(情報

- 97-1 増刊/法令 49-25)→1996.10.1 施行
1996. 9.13 【省令】平成 8 年労働省令第 35 号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」(情報 97-1 増刊/法令 49-25/安衛広報 660)→1996.10.1 施行
1996. 9.13 【告示】平成 8 年労働省告示第 80 号「労働安全衛生規則第 14 条第 2 項第 1 号及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令附則第 2 条第 1 号の規定に基づき、労働大臣が定める研修を定める告示」(情報 97-1 増刊/法令 49-25/安衛広報 660)→1996.10.1 施行
1996. 9.13 【通達】平 8.9.13 基発第 566 号「労働安全衛生法の一部を改正する法律、労働安全衛生法施行令及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」(情報 97-1 増刊/法令 49-27/通信 515/安衛広報 661)
1996. 9.13 【通達】平 8.9.13 基発第 567 号「労働安全衛生規則第 14 条第 2 項第 1 号の規定に基づき労働大臣が定める研修を定める告示の適用について」(情報 97-1 増刊/通信 515/安衛広報 661)
1996. 9.18 【通達】平 8.9.18 基発第 579 号の 2「交通労働災害防止対策の推進について」(通信 516/安衛広報 662)
1996. 9.19 【通達】平 8.9.19 労働衛生課長事務連絡「改正労働安全衛生法等の施行に伴う産業医の選任等に関する運用について」(情報 97-1 増刊号)
1996. 9.25 【通達】平 8.9.25 基発第 595 号「フォークリフトの定期自主検査指針(労働安全衛生規則第 151 条の 22 の定期自主検査に係るもの)の公表について」(通信 516)
1996. 9.25 化学品審議会リスク管理部会第 2 回会合(事業者による有害大気汚染物質の自主管理促進のための指針を策定) (通信 517)
1996. 9. 【報告】情報化の進展と労働政策との関連に関する研究会「情報化の労働面への影響と労働システムの課題」(速報 163)
- 1996.10. 1 【公示】労働安全衛生法第 66 条の 3 第 2 項の規程に基づく健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針第 1 号(情報 96-12・97-1 増刊/法令 49-27/通信 516/安衛広報 662/衛生 96-11)
- 1996.10. 1 【通達】平 8.10.1 基発第 612 号「健康診断

結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針について」(情報96-12・97-1増刊/法令49-28/通信516/安衛広報662)

1996.10.1-7 平成8年度労働衛生週間

1996.10.25-26 第2回放射線被曝ホットライン(情報97-1-2)

1996. 平成8年度年末年始無災害運動実施要領(通信517)

1996.11. 5 【通達】平8.11.5基発第651号「酢酸ビニル等4物質に係るがん原性試験の結果について」(通信519/衛生97-5)

1996.11.11 【通達】平8.11.11基発第660号の2「木造家屋等低層住宅建築工事における労働災害防止対策の推進について」(足場先行工法に関するガイドライン)(法令49-31/通信519/安衛広報665/速報165)

1996.11.14 警察庁のまとめによると、全国の警察署が1996年7月から9月までの3か月間に認知した携帯電話使用中の人身交通事故は537件

1997.11.15-16 VDT労働ホットライン(情報97-1-2)

1997.11.19 【通達】平8.11.19労災管理課長・補償課長事務連絡「労災保険給付に係る後続請求の取扱いについて」(情報97-3)

1996.11.19 【災害】広島県江田島町の中国火薬江田島工場のTNT火薬製造プラントで爆発事故。6名が重軽傷。

1996.11.20-22 第55回全国産業安全衛生大会(広島市)

1996.11.22 【通達】平8.11.22基収第822号の2「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格第9条の規定に基づく適用除外について(その46)」(通信523)

1996.11.25 【報告】中央労働基準審議会労働時間部会「平成9年4月からの週40時間労働制への移行が円滑に行われるための措置について(公益委員案)」(法令49-32)

1996.11.26 【報告】婦人少年問題審議会婦人部会「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保のための法的整備について(公益委員案)」(法令49-33)

1996.11.27 石綿対策全国連絡会議第10回総会(情報97-1-2)

1996.11.27 化学品審議会リスク管理部会第3回会合(日本化学工業協会、石油連盟、日本鉄鋼連盟、日本コークス協会、日本ガス協会が自主管理計画を公表)

1996.11.28 【通達】平8.11.28基安発第26号の2「火薬工場における爆発火災防止対策について」(通信520)

1996.11.28 【先例】オウム真理教幹部らが猛毒ガスVXで通勤中の会社員を殺害した事件で、阿部野務基署が通勤災害不支給処分

1996.11.29 【通達】平8.11.29基安発第27号の3「陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の一層の強化について」(法令49-34/通信521)

1996.12. 第8回「職場における健康診断推進運動」実施要綱(通信520)

1996.12. 4 【通達】平8.12.4基発第720号「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針について」(法令50-2/通信521)

1996.12. 6 【災害】長野県北安曇郡小谷村と新潟県糸魚川市にまたがる姫川水系蒲原沢砂防工事現場で土石流が発生し、死者・行方不明者14名を含む22名が被災

1996.12. 6 【報告】中央労働基準審議会「平成9年4月からの週40時間労働制の実施に係る特別措置について(報告)」(法令49-34)

1996.12. 6 【報告】中央労働基準審議会「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準のあり方について(報告)」(法令49-34/速報166)

1996.12. 9 【通達】平8.12.9基発第710号「砂防工事等における土石流災害等の防止に関する自主的な総点検について」(通信521)

1996.12.17 【建議】婦人少年問題審議会「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保のための法的整備について(建議)」(法令50-1/速報166)

1996.12.24 【通達】平8.12.24基発第741号「交通労働災害防止担当管理者教育の推進について」(法令50-2/通信522)

1996.12.24 【通達】平8.12.24基収第364号の2「研削盤等構造規格第31条に基づく適用除外について」(通信525)

1996.12.24 【通達】平8.12.24基収第563号の2「研削盤等構造規格第31条に基づく適用除外について」(通信525)

1996.12.24 【通達】平8.12.24基収第932号の2「安全帯の規格第12条に基づく適用除外について」(通信525)

1996.12.25 【通達】平8.12.25基発第679号の2「指定外国検査機関の指定について」(通信525)

1996.12.26 【訓令】平成8年労働省訓第20号「労働省職員倫理規定」(情報97-3)

1996.12.26 【通達】平8.12.26基収第916・917号「エックス線照射ボックス付エックス線透過検査装置に関する電離放射線障害防止規則の適用について」(通信522/衛生97-3)

1997. 1. 4 警察庁のまとめで、1996年の全国の交通事故死者は9,942人で、1987年以来9年ぶりに1万人を下回った

1997. 1. 8 【通達】平9.1.8基安発第1号「自動車運転業務中の携帯電話の安全な使用について」(情報97-3/通信522)

1997. 1.19 【災害】奈良県天川村のダムと発電所を結ぶ地下水路(長さ5km)で水漏れ工事中に、酸欠で7人が倒れ、救助に駆けつけた消防署員ら11人も被災

1997. 1.24 【災害】静岡県裾野市から愛知県豊田市へ向かう自動車会社所有のヘリコプターが行方不明に、翌日、搭乗していた8人全員を遺体で発見

1997. 1.28 【判例】いわゆる「不法就労」中の外国人労働者の労働災害に係る民事損害賠償請求で初の最高裁判決(情報97-4)

1997. 1.30 【告示】平成9年労働省告示第4号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する告示」(法令50-5)→1997.4.1適用

1997. 1. 【報告】「頸肩腕症候群等に関する専門検討会検討結果報告書」

1997. 2.1-28 第8回「職場における健康診断推進運動」

1997. 2. 3 【告示】事業場における労働者の健康保持増進のための指針公示第2号(情報97-4/通信523)

1997. 2. 3 【通達】平9.2.3基発第65号「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」(情報97-3/法令50-4/速報167)

1997. 2. 3 【通達】補償課長事務連絡第1号「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準の運用上の留意点について」

1997. 2. 3 【通達】平9.2.3基発第66号「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する指針」の周知徹底について」(情報97-4/通信523/衛生7-49)

1997. 2. 3 【通達】平9.2.3基発第67号「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(健康保持増進のための指針公示第2号)」に基づく労働者健康保持増進サービス機関の

認定基準の改正について」(情報97-4/通信524/衛生97-4)

1997. 2. 3 【通達】平9.2.3基発第68号「健康保持増進措置を実施するスタッフ養成専門研修について」(情報97-4/通信524/衛生97-5)

1997. 2. 3 【通達】平9.2.3基発第70号「『じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン』の周知・普及について」(情報97-5/通信525/安衛広報673/衛生97-5)

1997. 2. 6 【公示】平成9年労働省公示「酢酸ビニル、1,1,1-トリクロロエタン、パラ-ジクロロベンゼン、ピフェニルによる健康障害を防止するための指針」(情報7-69/衛生97-4)

1997. 2. 6 【通達】平9.2.6基発第80号「酢酸ビニルによる健康障害を防止するための指針、1,1,1-トリクロロエタンによる健康障害を防止するための指針、パラ-ジクロロベンゼンによる健康障害を防止するための指針及びピフェニルによる健康障害を防止するための指針について」(情報97-6/通信524/衛生97-5)

1997. 2. 7 【通達】平9.2.7基収第44号の2「太陽熱温水器の第一種圧力容器としての適用に関する疑義について」(通信531)

1997. 2.14 【省令】平成9年労働省令第4号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」(所定労働日数が少ない労働者に対する年次有給休暇の比例付与日数の引き上げ、積雪地域の建設業の屋外労働者等・隔日勤務のタクシー運転者に対する1年単位の變形労働時間制の暫定措置、裁量労働に関するみなし労働時間制の対象業務の拡大など)→1997.4.1施行

1997. 2.14 【告示】平成9年労働省告示第7号「労働基準法施行規則第24条の2第6項第6号の規定に基づき労働大臣の指定する業務を定める告示」(裁量労働に関するみなし労働時間制の対象業務関係)→1997.4.1適用

1997. 2.14 【告示】平成9年労働省告示第8号「労働基準法施行規則第65条の規定に基づき労働大臣が指定する地域、労働大臣が指定する事業及び労働大臣が指定する業務を定める告示」(1年単位の變形労働時間制の暫定措置関係)→1997.4.1適用

1997. 2.14 【通達】平9.2.14基発第93号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について」(法令50-11/速報169)

1997. 2. 20 【発表】平成9年度労働基準行政運営方針
(法令50-6/通信524/速報168/衛生97-4)
1997. 2. 全国安全センターがインターネットに
ホームページを開設(<http://www.jca.ax.apc.org/joshrc/>)
1997. 2. 28 【省令】平成9年労働省令第7号「労働者災
害補償保険法施行規則の一部を改正する省
令」(介護補償給付額の引き上げ)(情報97-
5/法令50-7)→1997.4.1施行
1997. 2. 28 【省令】平成9年労働省令第8号「炭鉱災害
による一酸化炭素中毒症に関する特別措置
法施行規則の一部を改正する省令」(同前)
→1997.4.1施行
1997. 2. 28 【通達】平9.2.28基発第115号「労働者災
害補償保険法施行規則の一部を改正する省
令の施行について」(法令50-8)
1997. 2. 28 【通達】平9.2.28基発第116号「炭鉱災害
等による一酸化炭素中毒症に関する特別措
置法施行規則の一部を改正する省令の施行
について」(法令50-8)
1997. 3. 5 【通達】平9.3.5基発第133号「作業環境測
定基準第3条第3号の0.5度目盛のアスマン
通風乾湿計と同等以上の性能を有する測定
機器について」(通信529/衛生97-6)
1997. 3. 10 【通達】平9.3.10補償課長事務連絡第4号
「介護(補償)給付に係る要介護障害程度区
分の判断等に当たっての留意事項につい
て」(情報97-6)
1997. 3. 11 【災害】動燃東海再処理工場で火災事故。
1997. 3. 11 【通達】平9.3.11基発第143号「自動車運
転者の労働時間等の改善のための基準の一
部改正等について」(法令50-8)
1997. 3. 12 【通達】平9.3.12基発第150号「遠隔制御
方式のボイラーに関する日常点検の頻度につ
いて」(通信530)
1997. 3. 14 【省令】平成9年労働省令第10号「労働保
険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
等の一部を改正する省令」(炭鉱災害によ
る一酸化炭素中毒症における診察等の措置
に要する費用関係)→1997.4.1施行
1997. 3. 14 【報告】化学安全対策会議「化学工業にお
ける安全管理の在り方に関する検討結果報
告書」(情報97-6/安衛広報674)
1997. 3. 19 【政令】平成9年政令第41号「労働安全衛
生法関係手数料令及び作業環境測定法施行
令の一部を改正する政令」(法令50-9)→
1997.4.1施行
1997. 3. 19 【政令】平成9年政令第42号「労働保険事
務組合に対する報奨金に関する政令の一部
を改正する政令」(労働保険料の申告・納付
期限の延長関係)→1997.4.1施行
1997. 3. 19 【省令】平成9年労働省令第11号「労働保
険事務組合に対する報奨金に関する省令の一
部を改正する政令」→1997.4.1施行
1997. 3. 19 【省令】平成9年労働省令第12号「労働安
全コンサルタント及び労働衛生コンサルタ
ント規則の一部を改正する省令」(手数料額
の引上げ)→1997.4.1施行
1997. 3. 19 【告示】平成9年労働省告示第17号「労働
安全衛生法関係手数料令第2条の規定に基
づき労働大臣が定める金額及び労働大臣が
定める者を定める告示」(法令50-9)→1997.
4.1施行
1997. 3. 19 【通達】平9.3.19基発第172号「労働安全
衛生法関係手数料令及び作業環境測定法施
行令の一部を改正する政令の施行及び労働
安全衛生法関係手数料令第2条の規定に基
づき労働大臣が定める金額及び労働大臣が
定める者を定める告示の適用について」(法
令50-9)
1997. 3. 19 【通達】平9.3.19基発第177号「安全弁を
第一種圧力容器に附設された管に設ける場
合の閉止装置の取扱いについて」(通信531)
1997. 3. 19 【通達】平9.3.19基発第178号「計画の届
出の対象範囲について」(通信530)
1997. 3. 19 【通達】平9.3.19基発第179号「低層建築
物の施工における足場を必要としない作業
方法及び移動式足場等を使用する作業方法
について」(法令50-10/通信529)
1997. 3. 21 【通達】平9.3.21基発第38号「中小企業安
全衛生活動促進事業助成制度について」(通
信529)
1997. 3. 21 【通達】平9.3.21基発第180号「特別教育
に係る科目の省略範囲の明確化について」
(通信530)
1997. 3. 21 【通達】平9.3.21基発第184号「中小企業
安全衛生活動促進事業助成制度の推進につ
いて」(通信529)
1997. 3. 24 【通達】平9.3.24基発第190号「鉄鋼生産
設備の非常作業における安全衛生対策の
ためのガイドラインの策定について」(法令
50-10/安衛広報674)
1997. 3. 24 【報告】「化学物質の有害性調査のあり方
に関する検討会報告書」(情報7-96/法令50-

- 9/安衛広報674)
1997. 3. 25 【省令】平成9年労働省令第13号「労働安
全衛生規則等の一部を改正する省令」(規制
緩和推進計画に基づく改正)(法令50-9/通
信527/安衛広報673/衛生97-6)→1997.4.1
施行
1997. 3. 25 【告示】平成9年労働省告示第19号「労働
安全衛生法第57条の2第3項の規定に基
づき新規化学物質の名称を公表する告示」
1997. 3. 25 【告示】平成9年労働省告示第20号「有機
溶剤中毒予防規則第15条の2第2項ただし
書の規定に基づき労働大臣が定める濃度を
定める告示」(排気口から排出される有機溶
剤の濃度)(法令50-9/通信527/安衛広報
673/衛生97-6)→1997.4.1適用
1997. 3. 25 【告示】平成9年労働省告示第21号「有機
溶剤中毒予防規則第16条の2の規定に基
づき労働大臣が定める構造および性能を定め
る告示」(プッシュプル型換気装置の構造及
び性能)(法令50-9/通信527/安衛広報673/
衛生97-6)→1997.4.1適用
1997. 3. 25 【告示】平成9年労働省告示第22号「有機
溶剤中毒予防規則第18条第3項の規定に基
づき労働大臣が定める要件を定める告示」
(プッシュプル型換気装置稼働に関する要
件)(法令50-9/通信527/安衛広報673/衛
生97-6)→1997.4.1適用
1997. 3. 25 【通達】平9.3.25基発第193号「労働安全
衛生規則等の一部を改正する省令の施行に
ついて」(法令50-13/通信528/安衛広報
675/衛生97-7)
1997. 3. 25 【通達】平9.3.25基発第194号「平成9年労
働省告示第20号(有機溶剤中毒予防規則第
15条の2第2項ただし書の規定に基づき労
働大臣が定める濃度を定める件)等の適用
について」(通信528/安衛広報675/衛生97-
7)
1997. 3. 25 【通達】平9.3.25基発第197号「建設業に
おける有機溶剤中毒予防のためのガイドラ
イン」(情報97-6/通信530/安衛広報675/衛
生97-7)
1997. 3. 26 【省令】平成9年労働省令第14号「労働保
険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
の一部を改正する省令」(消費税上げに伴
う請負金額の特例措置)(法令50-11)→19
97.4.1施行
1997. 3. 26 【告示】平成9年労働省告示第26号「労働

基準法施行規則第38条の7から第38条の
9までの規定に基づき休業補償の額の算定
に当たり用いる率を定める告示」(1997.4.1
～6.30の間における休業補償の額の算定に
用いるスライド率)

1997. 3. 28 平成7年3月に策定された規制緩和推進
計画の再改訂を閣議決定(通信527)
1997. 3. 28 【通達】平9.3.28基発第210号「1年単位の
変形労働時間制を採用した場合における休
日振替の取扱いについて」(法令50-11/速報
169)
1997. 3. 31 【法律】平成9年法律第17号「労働時間の
短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改
正する法律」→1997.4.1施行(法令50-14)
1997. 3. 31 【省令】平成9年労働省令第20号「労働者
災害補償保険法施行規則及び労働時間の短
縮の促進に関する臨時措置法施行規則の一
部を改正する省令」→1997.4.1施行
1997. 3. 31 【通達】平9.3.31基発第59号「労働時間の
短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改
正する法律について」(法令50-10/速報
169)
1997. 3. 31 【通達】平9.3.31基発第213号「労働時間
の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改
正法の施行等について」(法令50-10/速報
169)
1997. 3. 31 【通達】平9.3.31基発第214号「専属産業
医が他の事業場の非専属の産業医を兼務す
ることについて」(情報97-6/法令50-11/通
信529/衛生97-7)
1997. 3. 31 【通達】平9.3.31基発第215号「労働福祉
事業としてのアフターケア実施要領及び炭
鉱災害に係る一酸化炭素中毒症に係るアフ
ターケア実施要綱の一部改正について」(情
報97-7)
1997. 3. 31 【通達】平9.3.31基発第228号「フレック
スタイム制における時間外労働となる時間
の計算方法の取扱いについて」(法令50-11)



注:情報:全国労働安全衛生センター連絡会議「安全セン
ター情報」

法令:労働法令協会「労働法令通信」
通信:中央労働災害防止協会「安全衛生通信」
安衛広報:労働基準調査会「労働安全衛生広報」
衛生:中央労働災害防止協会「労働衛生」
速報:全国社会保険労務士会連合会「労働社会保険関係
資料 速報」

全国安全センターの 活動報告と方針案

1947年9月1日に労働基準法が施行されて、今年の9月1日で50周年を迎えます。「規制緩和」と言えば何でもまかり通るかのような昨今の風潮の中だからこそ、これからの労働者の権利、労働条件確保のあり方が真剣に模索されなければならない時期だと言えるのではないのでしょうか。

私たちも、働く者の安全と健康の立場から、現場に密着した各地域安全センター等の活動とそこに基盤をおいた全国ネットワークだからこそできる取り組みを積極的に推進していきたいと考えています。

全国安全センターでは、次の6本を活動の柱としてきています。①「安全センター情報」の発行を軸とした情報の収集・提供、②労働安全衛生学校等の開催あるいは地域安全センターや労働組合教育・トレーニング等への協力・援助、③相談活動の実施あるいは地域安全センター等の相談活動への協力・援助、④アジアをはじめとした世界の労働安全衛生団体との交流・連携、⑤現場に密着した全国ネットワークを生かした調査研究・プロジェクト活動、⑥労働行政等への働きかけ・政策提言能力の強化、です。

1 労働安全衛生法の改正と課題

1996年10月に、労働安全衛生法が改正されました。「危険または有害な因子の排除を中心とした、これまでの労働安全衛生対策」から、これからの「より積極的な労働安全衛生対策」の2本柱として、「健康の保持増進」(1988年)および「快適な職場環境の形成促進」(1992年)を打ち出した過去2回の労働安全衛生法改正に続いて、「これからの産業保健(サービス)のあり方」という課題を掲げ

ていたにもかかわらず、今回の改正内容は、産業医と健康診断に関する一部事項にとどまっています。

1992年の地球サミットで採択されたアジェンダ21の実行に当たって、1997年は「リオ+5」の伏目の年に当たっています。日本から輸出されたフロン代替物質による韓国での生殖・神経毒性被害の集団発生や発がん性・催奇形性から問題にされてきたダイオキシンが「内分泌攪乱物質」として改めて注目されていることなどに端的なように、化学物質の未確認の有害性調査の必要性。日本では、行政指導によって1993年度から実施されているMSDS(化学物質安全データシート)制度の充実あるいは法制化等。また、有害化学物質の新たな管理手法として注目されているPRTR(環境汚染物質排出・移動登録)やレスポンシブル・ケア、あるいは職場や地域環境におけるリスク・アセスメント等々、化学物質をめぐる様々な課題は議論ではなくすでに実施の段階を迎えています。

また、ISO(国際標準化機構)においては、品質管理(9000シリーズ)、環境管理・監査(16000シリーズ)に続いて、労働安全衛生に関するマネジメントシステムの国際規格化が議論になり、当面ISOとしての作業は見送りになったものの、各国では、独自に規格を発効させたり(場合によっては3つを合わせた統合マネジメントシステムとして)、むしろ労働安全衛生法制の中にその趣旨を盛り込むなどという動きが進んでいます。

日本ではほとんど議論されてこなかった、これからの労働安全衛生(法制)をめぐることは、これらの先行する動きに注目して検討される必要があると考えます。キーワード的に示せば、事業主責任の明確化、企業トップによるポリシーの明確化

と公表、法定基準の遵守にとどまらず事業主の責任によるリスク・アセスメントおよび対策の実施、その全過程を通じた労働者・労働組合の「知る権利」および参加の保障、有効な産業保健サービスの確立等々があげられます。また、労働安全衛生と環境問題の結合(地域住民の「知る権利」や参加など)も重要な課題です。そして、これらは法制度の改正の課題であるだけでなく、具体的な職場・地域での実践課題でもあると考えます。

全国安全センターでは、「安全センター情報」でもとくに重点を置いてこれらの問題を取り上げてきましたが、できるだけ広範な方々との議論・検討を行いながら、具体的な取り組みにつなげていきたいと考えています。

2 労災補償制度をめぐる

労働省は、平成7(1995)年度の労働基準行政運営方針において、「労災補償制度の運用面をみると、国民の意識との間に乖離が生じているもの、社会生活環境の変化に対応しきれていないもの等の問題もみられる一方で、近年、ますますこれらに対する行政の対応が社会的に大きく注目されるようになってきており、このような状況を放置すれば、本制度に対する国民の信頼を損なうことも懸念される」として、「幅広く…問題点の整理、検討を行い、必要な見直しを行う」と言明しました。労働省自身による見直しは遅々としているものの、現場からの働きかけによって、部分的ではあるにしろ、ここに言うような制度の問題点の改善を実現させることができたことを、この間の大きな特徴として指摘することができます。

最大のものは、はり・きゅう治療制限撤回を求める行政訴訟の全面解決(和解)をめざす取り組みの中で、1996年3月に、14年ぶりに労災保険におけるはり・きゅう治療の一律期間制限を撤廃させただけでなく、同年11月には、積年の課題のひとつであった時効問題(労災保険給付に係る後続請求の取り扱い)を改善させるという成果もあげることができました。これは、訴訟によって個別救済だけでなく制度の改善を実現したという意

味でも画期的です。はり・きゅう治療に関しては、2つの改善によっても依然権利が回復されていない、すでに時効が完成してしまっているとされる過去分の請求が取り組まれています。

振動障害被災者に対する一方的・恣意的な労災打ち切り問題に関しては、1996年1月に、「適正給付管理」通達の見直しによって、重症者への打ち切り強行に歯止めをかけ、また、1年間の経過観察(=治療中止)による症状固定(悪化)の判断という、一定の改善を行わせることができました。同年4月には、社会復帰援助金制度及びアフターケアの運用に関しても一部改正が行われています。しかし一方で、振動障害を3障害に限定し、治療期間を「2~4年」とする1986年の新治療指針は相変わらずであり、最近、治療内容や入院検査期間等について介入を強める動きもみられており、注意していく必要があります。

昨年来、じん肺診査ハンドブック、標準エックス線写真フィルムの改訂、じん肺合併症等の取り扱いの見直しの作業が労働省によって進められています。専門家による検討作業の遅れやじん肺エックス線写真フィルムのILO分類の見直し作業の動向等もあってか、いまだにその内容は判明していませんが、重要な問題であり、全国じん肺患者同盟などでも取り組みを強化しています。1997年5月には、労務医連じん肺プロジェクト名でじん肺審議会宛てに、改訂作業の情報の周知と関係者の意見の十分な反映の保障等を求める要望書を提出したところです。

1996年4月には、1995年の改正労災保険法の第2次施行分として、介護補償給付の創設等が実施されました。しかし、とりわけ脊髄損傷者に関しては、これまであまり問題にされてこなかった障害の「系列(号)」の差によって、常時介護、随時介護、介護補償給付の対象外、に振り分けられることからトラブルが頻発し、各地で不服審査等も行われています。全国脊髄損傷者連合会などの働きかけもあって、1997年3月には、「系列(号)」の見直しに関する事務連絡も出されましたが、まだまだ問題は残されています。

1996年7月の労災保険法改正では、審査請求か

ら3か月を経過しても決定がなされない場合には、労災保険審査官の決定を待たずに労働保険審査会に再審査請求することが可能になりました。審査手続の迅速化が趣旨とされますが、労災保険審査官による審査手続が形骸化する懸念もあり、実状を把握していくことが求められます。

また、1997年4月からは、労災保険のアフターケアの実施対象が10傷病から17傷病に拡大されていますが、とくにRSD(反射性交感神経縮小症)や心的外傷後ストレス障害等に関しては、本来保険給付として補償されるべきものの労災打ち切りの口実とされかねない面もあり、注意が必要です。

3 調査研究・トレーニング等

現在継続的に設置しているプロジェクトは、じん肺プロジェクトと振動病プロジェクトのふたつです(いずれも労働者住民医療機関連絡会議との共同プロジェクト)。

じん肺プロジェクトとしては、1996年11月3日に、韓国・ソウルで「日韓じん肺懇談会」を開催。1994年7月に東京で開催した第2回労働と健康に関する日韓共同セミナーの分科会のひとつとして「じん肺」を取り上げたのに続き、日韓のじん肺をめぐる状況と取り組み、法制度等について、理解と交流が格段に進みました。また、1997年2月15-16日には、秋田で第8回研究会を開催しました。ここでは、「出稼ぎ者のじん肺問題」を取り上げるとともに、前述のじん肺診査ハンドブック等の改訂作業に関しても検討。その後、短期間の間に関係医療機関・医師に対して「じん肺に関するアンケート調査」を実施し、その結果に基づいて、1997年4月9日の富山での第70回日本産業衛生学会・職業性呼吸器疾患研究会で問題提起を行い、また、じん肺審議会宛て要望書の提出(前述)を行ったところでした。

振動病プロジェクトでは、前述の振動障害者の適正給付管理通達の見直し等に向けて集中的な取り組みを行った後、研究会としては開催していませんが、新通達の実施状況や新たな動き等を検討するとともに、新治療指針の抜本的な見直し一

振動障害の病像論の再確立に向けた検討等も進めていくことにしています。

また、取り組みがむずかしいと言われがちな「職場のストレス対策」でも、熊本労災職業病センターによる佐世保市職労での「ストレス調査」や労働科学研究所と神奈川労災職業病センター共同による神奈川高教組の「教職員健康実態総合調査」等が注目されます。1997年3月1日には、自治体労働安全衛生研究会が「フォーラム 職場ストレス対策」を開催し、職場ストレス対策研究会の中間報告「職場ストレス調査結果とこれからの取り組み手法について」も行われています。このような取り組みの紹介・普及にも努めていきます。

全国安全センター主(共)催による労働安全衛生学校については、1996年10月26-27日にはじめて鹿児島で開催しました。九州地区では4回目の開催ですが、1997年10月には熊本での開催も計画されています。「参加型トレーニング」というスタイルでは、東京東部労災職業病センターによる東京労働安全衛生学校が1996年12月で4回目を迎え、同センターの定例会の運営の中でも定着してきています。神奈川労災職業病センターのDr.天明さんの労働衛生講座(1996年9月~1997年3月、全6回)や関西労働者安全センターの第16回安全衛生・労災職業病講座(1997年7月、全5回)等でもはじめてこのスタイルを取り入れて成果をあげています。今後さらに「参加型トレーニング」の促進を図るためには、各地域・職場でのトレーニング・リーダーの養成が求められています。

また、尼崎労働者安全衛生センターが、1996年8月に「うちの職場の改善事例」集をまとめているが、民間職場での取り組みの経験をこのようなかたちで広げていくことが重要です。

4 機関誌等による情報の発信

月刊誌「安全センター情報」に加えて、1997年3月からは、インターネット上に開設したホームページによる情報の発信を開始しました(<http://www.jca.ax.apc.org/joshrc/>)。①活動紹介(リーフレットの転載)、②役員体制、③規約・規定、④地

域安全センター住所・連絡先一覧、⑤「安全センター情報」総目次、⑥トピックス、といった内容で、トピックスや目次は、随時、情報を追加・更新しています。全国安全センターのホームページ上に目次等の検索機能をもたせたいと思っていますが、当面は、JCA-NET(<http://www.jca.ax.apc.org/>)のホームページの検索欄で応用が可能です。

有料で会員対象の「安全センター情報」とは異なり、無料で不特定多数を対象にし、世界中からだれでもアクセス可能な別のメディアとして、ホームページあるいは他のインターネットの機能の活用を研究していきたいと考えています(例えば、ホームページ上での相談受付・アンケート調査やメーリング・リストの開設等々)。現在、「トピックス」中の「WWW上の安全衛生情報」(http://www.jca.ax.apc.org/joshrc/www_intro.html)が、関係する国外サイトへの簡易リンク集になっていますが、今後、国内外の「リンク」情報についても掲載していきます。

関連して、ホームページ上に英文ニュースレターのコーナーを設け(<http://www.jca.ax.apc.org/joshrc/english/>)、英語による情報提供を充実させていきます。1991年から英文ニュースレター(Working Environment and Pollution Problems)を不定期発行し、No.9(1995年秋号)まで出しましたが、この間、1年以上発行できていませんでした。1997年7月から、A4裏表程度の軽装にしてNEWSLETTERを再刊、ハードコピー版とホームページ、Eメールを併用しながら、隔月刊をめざそうという計画です。

また、1996年度は、「安全センター情報」の通常号の他に、1997年1月に増刊号「改正労働安全衛生法ハンドブック」および1996年11月にリーフレット「全国安全センターの御案内」を発行しました。今年度は、「VDTと上手につきあう35の知恵」、「快適職場ハンドブック」、「労災事故発生、あなたはこうする」(いずれも仮称)等など、出版活動に力を入れていきたいと考えています。

5 相談活動と労働省交渉

全国安全センターには、各地域センターや労働組合、医療機関、外国人労働者サポート団体等の労働相談を受けた団体・個人からの相談が、日常的に寄せられています。1996年7月には、鹿児島島の始良ユニオン診療所(仮称)設立準備会等がはじめて実施した労災職業病相談に九州地区のスタッフとともに協力、10月の鹿児島での労働安全衛生学校開催にもつながっています。

1996年11月15-16日には、全国6か所の地域安全センター等が「VDT労働ホットライン」を実施しました。最初に社会的に話題になり、労働省のガイドラインや労働組合の協定案の作成等が集中した10年前と比べて、はるかに広範に職場の隅々にまでコンピュータが浸透している中で様々な問題の発生や対策の立ち後れが浮き彫りになっています。

全国一斉の相談活動の実施は、1991・1992年の「アスベスト・職業がん110番」以来久しぶりのことでしたが、今後毎年、全国一斉の「労災職業病ホットライン」(仮称)を実施できないかと考えています(例えば、日程は10月第1週の全国労働衛生週間に合わせて、全国一斉に実施し、地方ごとにニーズに合った特定の相談内容を打ち出すかどうかは地域センターにおまかせするというやり方など)。

そして、昨年度活動方針に掲げながら実施できなかった全国安全センターとしての労働省交渉についても、各地域での日常的取り組みや相談活動の積み重ねを踏まえて、今年度はぜひ実現したいと思っています。

6 組織・財政の整備・確立

今年度も引き続き、事務局会議をほぼ2週間に1回のペースで開催して事務局長1人専任体制を補いながら、全国安全センターの日常活動を行って来ています(事務局会議は、事務局長および東京東部労災職業病センター、神奈川労災職業病センター、関西労働者安全センターのスタッフ等で構成しています)。

全国安全センターの財政状態については、1996

年度には、前年度から200万円以上の累積赤字を抱え、単年度でも新たに200万円程度の不足が見込まれるということで、1996年9月の高知での第7回総会においてもご検討いただき、その後対策会議ももちました。そのうえで、会員の皆様には今年度限りの緊急特別カンパを、また、地域安全センター会員に対しても会費または会員の拡大などをお願いしたところです。

結果的には、別掲1996年度収支決算案のように、累積赤字、未払・借入金等を一掃して、40万円強の黒字決算になりました。これは、緊急特別カンパ(200万円以上)および「改正労働安全衛生法ハンドブック」の緊急出版(当年度入金分で約100万円)等、また、前年度未収会費を確実に徴収してきたことなどによるものです。

しかし一方で、経常収支の改善対策について

は、新規賛助・購読会員は1996年度、34人・団体(35口)にとどまっています。1997年度からの地域センター関係の会費増額がすでに50口以上見込まれているものの、まだ100万円程度不足する見込みです。これに対しては、今年度、前述の出版活動の強化等によって対応する計画ですが、引き続き会員拡大の努力も積極的に行い、財政の健全化を実現していきたいと考えています。ご協力をよろしくお願いします。

なお、残念ながら、労災福祉センター(京都)が1997年3月末をもって解散のやむなきに至りました。また、北海道労働災害・職業病研究対策センターは、1997年4月に改組され、新たに北海道勤労者安全衛生センターが設立されています(新センターには、「安全センター情報」の購読で格別の御配慮をいただいています)。



1997年度役員体制案

議長	井上 浩	(元労働基準監督官、自治体労働安全衛生研究会副会長)
副議長	天明 佳臣	(労働者住民医療機関連絡会議議長、医師)
	平岡 明丸	(社団法人大分県勤労者安全衛生センター事務局長)
		(財団法人高知県労働安全衛生センター)
運営委員	西 畠 正	(三多摩労災職業病センター事務局長、弁護士)
	西田 隆重	(社団法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白石 昭夫	(愛媛県労働災害職業病対策会議事務局長)
	原 知之	(自治体労働安全衛生研究会事務局長)
	飯田 裕	(尼崎労働者安全衛生センター事務局長)
事務局長	古谷 杉郎	(専従)
事務局次長	西野 方庸	(関西労働者安全センター事務局長)
	飯田 勝泰	(東京東部労災職業病センター事務局長)
会計監査	平野 敏夫	(東京東部労災職業病センター代表、医師)
	小澤 公義	(三多摩労災職業病センター事務局)
特別顧問	五島 正規	(衆議院議員)
顧問	鈴木 武夫	(元国立公衆衛生院院長)
	原田 正純	(熊本大学助教授、熊本県労働安全衛生センター副理事長)

1996年度収支決算案

1996年4月1日から1997年3月31日

1) 収入の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
地域センター会費	1,730,000	960,000	770,000	1,500,000	230,000
賛助会員会費	5,391,382	2,646,000	2,745,382	5,000,000	391,382
購読会員会費	653,000	603,000	50,000	1,000,000	△347,000
寄付金収入	2,376,500	2,433,000	△56,500	2,500,000	△123,500
安全学校参加費等	681,078	0	681,078	1,000,000	△318,922
資料等頒布収入	1,032,808	109,100	923,708	500,000	532,808
雑収入	801,000	894,679	△93,679	1,000,000	△199,000
前期繰越金	△2,341,998	△558,650	△1,783,348	△2,341,998	0
合 計	10,323,770	7,087,129	3,236,641	10,158,002	165,768

2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
人件費	3,736,804	3,461,687	275,117	3,800,000	△63,196
活動費	750,643	1,380,661	△630,018	800,000	△49,357
安全学校運営費	681,078	0	681,078	1,000,000	△318,922
機関紙等印刷費	2,099,435	2,555,400	△455,965	2,500,000	△400,565
通信運搬費	917,027	800,871	116,156	900,000	17,027
什器備品費	10,000	447,339	△437,339	200,000	△190,000
図書資料費	409,666	300,799	108,867	300,000	109,666
消耗品費	201,301	196,105	5,196	200,000	1,301
会議費	260,000	136,463	123,537	200,000	60,000
頒布用資料費	567,815	23,720	544,095	100,000	467,815
雑費	275,296	126,082	149,214	150,000	125,296
予備費	0	0	0	8,002	△8,002
小 計	9,909,065	9,429,127	479,938	10,158,002	△248,937
繰越金	414,705	△2,341,998	2,756,703		
合 計	10,323,770	7,087,129	△6,964,207		

貸借対照表(1997年3月31日現在)

1) 資産の部

勘定科目	金	額	前年度末現在金額
現金	263,720		10,926
預金			
普通預金(東京労働金庫田町支店)	123,031		43,000
普通預金(東京労働金庫田町支店)	0		30,180
普通預金(富士銀行三田支店)	10,000		
郵便振替(東京貯金事務センター)	17,954		73,896
資産合計		414,705	158,002

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金	額	前年度末現在金額
借入金	0		1,500,000
未払金	0		1,000,000
負債合計		0	2,500,000
次期繰越金	414,705		△2,341,998
正味財産合計		414,705	△2,341,998
負債及び正味財産合計		414,705	158,002

1997年度収支予算案

1997年4月1日から1998年3月31日

1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度 決算額	増減	前年度 予算額	増減
地域センター会費	1,800,000	1,730,000	70,000	1,500,000	300,000
賛助会員会費	5,500,000	5,391,382	108,618	5,000,000	500,000
購読会員会費	1,000,000	653,000	347,000	1,000,000	0
寄付金収入	200,000	2,376,500	△2,176,500	2,500,000	△2,300,000
安全学校参加費等	1,000,000	681,078	318,922	1,000,000	0
資料等頒布収入	1,500,000	1,032,808	467,192	500,000	1,000,000
雑収入	500,000	801,000	△301,000	1,000,000	△500,000
前期繰越金	414,705	△2,341,998	2,756,703	△2,341,998	2,756,703
合計	11,914,705	10,323,770	1,590,935	10,158,002	1,756,703

2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度 決算額	増減	前年度 予算額	増減
人件費	4,200,000	3,736,804	463,196	3,800,000	400,000
活動費	1,000,000	750,643	249,357	800,000	200,000
安全学校運営費	1,000,000	681,078	318,922	1,000,000	0
機関紙等印刷費	2,500,000	2,099,435	400,565	2,500,000	0
通信運搬費	1,000,000	917,027	82,973	900,000	100,000
什器備品費	200,000	10,000	190,000	200,000	0
図書資料費	300,000	409,666	△109,666	300,000	0
消耗品費	200,000	201,301	△1,301	200,000	0
会議費	200,000	260,000	△60,000	200,000	0
頒布用資料費	1,000,000	567,815	432,185	100,000	900,000
雑費	200,000	275,296	△75,296	150,000	50,000
予備費	114,705	0	114,705	8,002	106,703
合計	11,914,705	9,909,065	2,005,640	10,158,002	1,756,703

安全センター情報目次

1996年度

■1990年度特集目次

- 6・7月号 ①全国安全センター結成総会／②脳・心疾患の労災認定問題
 8月号 ①精神障害・自殺の労災認定／②振動病をめぐる状況
 9月号 夜勤・交代制労働
 10月号 アスベストによる健康被害
 11月号 出稼ぎ過労死は業務上災害
 12月号 改正労災保険法施行通達
 1月号 ①なくせじん肺全国キャラバン／②アスベスト規制法制定めざし600人が集会とデモ／③外国人労働者をめぐる諸問題
 2月号 対談／将来を見据えた労災保険・労働行政のあり方を提起しよう
 増刊号 じん肺合併がん問題資料集
 3月号 外国人労働者の労災白書
 増刊号 脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

■1991年度特集目次

- 4月号 労働相談活動の中の労災問題
 5月号 労働時間をめぐる問題
 6月号 アスベスト規制法制定をめざす
 7・8月号 ①全国安全センター第2回総会／②改正労災保険法第3次分施行
 9月号 参加型安全衛生活動の考え方・進め方
 10月号 過労死労災闘争の相次ぐ勝利
 11月号 派遣労働をめぐるトラブル
 12月号 じん肺裁判判決
 1月号 ILOマニュアルの活用
 2月号 アジアの職業病・公害病を考える
 3月号 ①腰痛予防ベルト／②虚偽報告・労災隠し

■1992年度特集目次

- 4月号 労災補償制度の改革
 5月号 外国人労働者の労災白書92年版
 6月号 労災補償制度の改革 2
 7月号 アスベスト110番・規制法
 8月号 追悼・佐野辰雄先生

- 9月号 快適職場形成促進事業
 10月号 職場の化学物質対策
 11・12月号 総特集／職場改善トレーニング
 1月号 建設業の労災防止対策
 2月号 「産業被害と人権」国際民法法廷
 3月号 エイズを知る

■1993年度特集目次

- 4月号 産業医のあり方を考える
 5月号 労働安全衛生法と労働者の権利
 6月号 外国人労働者の労働災害 93
 増刊号 化学物質危険有害性表示制度
 7月号 第13回世界労働安全衛生会議
 付録 全国安全センター第4回総会議案
 8月号 外国人労働者の雇用・労働条件指針
 9月号 ①原発労災／②騒音障害防止ガイドライン
 10月号 行政監察結果に基づく勧告
 11・12月号 ①職場改善の国際経験／②企業のアルコール・ドラッグ対策

- 1月号 第1回日韓共同セミナー
 2月号 レーヨン工場の二硫化炭素中毒
 3月号 ①農業労働災害／②アスベスト

■1994年度特集目次

- 4月号 感染症の労災認定
 5月号 週40時間労働制の実施へ
 6月号 長崎じん肺最高裁判決
 7月号 参加型講座モデル・プログラム
 7月増刊号 全国安全センター第5回総会議案
 8月号 ヘルス・プロモーション
 9月号 慢性期振動病の実像に迫る
 10月号 職場が変わるか ①PL法
 11月号 職場が変わるか ②ISO9000
 12月号 職場が変わるか ③環境管理・監査システム
 増刊号 職場における腰痛予防対策指針
 1・2月号 災害補償の官民格差
 3月号 阪神大震災

■1995年度特集目次

- 4月号 脳・心臓疾患認定基準
 5月号 鍼灸治療制限撤廃へ
 6月号 アスベストをめぐる国際状況
 7月号 産業保健のあり方
 7月増刊号 全国安全センター第6回総会議案
 8月増刊号 韓国の過労死
 8・9月号 総特集／第2回日韓共同セミナー
 10月号 行政手続法と労働基準行政
 11月号 改正労災保険法
 12月号 頸肩腕症候群予防対策
 1・2月号 アジアの産業災害
 3月号 小規模事業場の産業保健

■1996年度特集目次

- 4月号 国際規格化と労働安全衛生
 5月号 介護補償給付の創設
 6月号 行政機関との交渉報告
 7月号 指曲がり症の不服審査
 8月号 「労働者」の判断基準
 9月号 全国安全センター第7回総会議案
 10月号 外国人労災損害賠償裁判判決
 11月号 改正労働安全衛生法
 12月号 国際規格化と労働安全衛生 2
 1・2月号 ①VDT労働ホットライン／②電磁波
 増刊号 改正労働安全衛生法ハンドブック
 3月号 ①時効問題／②上肢障害認定基準の改正

1996年 4月号 (通巻218号)

1996年3月15日発行 42頁 800円

■特集／国際規格化と労働安全衛生

- 国際規格化の年を迎えた環境管理・監査システム
 環境監視研究所・中地重晴…2
 14年ぶりに鍼灸治療の一律期間制限撤廃
 全国安全センター事務局長・古谷杉郎…9
 労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の施術に係る保険給付の取扱いについて…15
 企業ぐるみの「労災隠し」が増加
 日本医師会労災・自賠責委員会答申…19
 連載31 井上浩「監督官労災日記」…24
 職場における喫煙対策のためのガイドライン…28
 【各地の便り／世界から】
 国は時効の取り扱いを根本的に改めよ
 審査会●画一的適用を否定した審査会裁決…34
 労災防止指導員の連絡会結成
 大阪●地区勤労者健康協委員連絡会も…37
 すぐ始める職場改善から
 東京●安全衛生学校で製缶工場を職場巡視…38

- 事故後1か月で言葉のわかる医師に
 東京●韓国労働者の腰痛認定…39
 元請3社が共同で損害賠償
 大阪●断熱工事による石綿肺がん…40
 共同市場と労働安全衛生—海外短信
 ●Workers' Health International Newsletter…41

1996年 5月号 (通巻219号)

1996年4月15日発行 50頁 800円

■特集／介護補償給付の創設

- 労働福祉事業としての介護料から
 権利としての保険給付化…2
 改正労災保険法施行通達(第2次分)
 平成8年3月1日付け基発第95号…7
 振動障害「適正給付管理」で新通達
 「重症者」と「症状悪化」に目安基準を設定
 (社)北海道職研センター・三宅正之…14
 振動障害に係る保険給付の適正化について
 平成8年1月25日付け基発第35号…17
 適正給付管理対策の具体的運用(要旨)…18
 ポジティブ・メンタルヘルスの確立を
 連合・メンタルヘルスプロジェクト報告…21
 連載32 井上浩「監督官労災日記」…31
 インターナショナル・クリソタイル・アスベスト・
 スキャンダラー・アメリカ・アスベスト反対同盟…35
 【各地の便り／世界から】
 審査官で5件の過労死逆転認定
 大阪●発症前1週間以前の業務を評価…41
 内在する危険の現実化は業務上
 最高裁●過労死事件で3件の判決…43
 港湾労働者の石綿肺がん
 神奈川●アメリカでの病理診断が決め手…44
 親族による付き添い看護の取り扱い
 東京●妻の看護に療養補償給付支給…46
 海外出張先での強盗殺人
 フィリピン●内在危険の現実化と認定…48
 労働者教育の経験交流を
 インド●PRIA代表2名が来日…49
 アメリカ／ADAを労災被災者に適用—海外短信
 ●Workers' Health International Newsletter…50

1996年 6月号 (通巻220号)

1996年5月15日発行 48頁 800円

■特集／行政機関との交渉報告

- 危険有害性表示の改善を

石綿対策全国連絡会議の3省庁交渉	2
12監督署をまわって労働基準局へ	
神奈川労災職業病センター県内全労基署交渉	10
問題のある対応は是正約束	
3センター共同の東京労働基準局交渉	15
環境管理・監査システムと労働安全衛生を考える	
パートⅢ:中災防が安全衛生管理活動評価制度開始	
環境監視研究所・中地重晴	17
建築手間請け、芸能関係者の「労働者性」の判断基準	
労働基準法研究会第1部会(労働契約関係)報告	21
労災隠し「通報」せず	
広島県医師会の調査でも3割以上が経験あり	32
連載33 井上浩「監督官労災日記」	35
【各地の便り/世界から】	
管理3じん肺合併肺がん認定	
広島●「医療実践上の不利益」理由に	39
過労による自殺に企業責任認定	
東京●常軌を逸した長時間労働放置に	40
休業途中死亡時の障害補償	
大阪●症状固定していなくても可能	41
外傷事故後のRSD労災認定	
東京●バングラディッシュ青年の労働災害	42
じん肺発生の責任認める	
福島・茨城●常磐炭坑じん肺訴訟全面解決	42
葬祭料29万5千円に引き上げ	
労働省●1996年4月1日以降に適用	43
新たに22の化学物質を追加	
労働省●職業病リストと労働衛生対策	43
規制緩和推進計画を見直し	
労働省●新規盛り込み事項は39件	44
4月28日を被災者追悼日に	
国際自由労連●第1回国際記念日設定	45
労働安全衛生予算の削減傾向—海外短信	
●Workers' Health International Newsletter	47

1996年 7月号 (通巻221号)

1996年6月15日発行 42頁 800円

■特集/指曲がり症の不服審査

重要な労働関連要因影響の定量的評価	
「指曲がり症」不服審査請求の取り組みから	2
意見書—平塚市職・基金神奈川支部審査会	
港町診療所所長・天明佳臣	3
申立書(抜粋)—高槻市職・基金大阪府支部審査会	
関西労働者安全センター・片岡明彦	12
横断研究と多水準の曝露データの分析方法について	
岡山大学医学部衛生学教室・津田敏秀	18

連載34 井上浩「監督官労災日記」	26
改正労災保険法一審査請求から3か月で再審査へ	
施行通達(平成8年5月22日付け基発第61号)	30
社会復帰援助制度改正とアフターケアの運用改善	
振動障害者の症状固定後対策	33
【各地の便り/世界から】	
死亡災害が2年連続増加	
労働省●地震・サリン関係ほとんど認定	35
「違法派遣」が法違反の温床	
関西●ラテンアメリカ系外国人の相談が増加	36
労災保険給付の海外送金は276件	
東京●外国人労働者問題で労働省交渉	38
局医の意見待ちで1年も放置	
広島●ケイワン不支給事案で公開質問状	39
VDT作業でのケイワン認定	
神奈川●リストラ合理化で作業量増加	40
炭坑夫振動障害の損害賠償—海外短信	
●Workers' Health International Newsletter	41

1996年 8月号 (通巻222号)

1996年7月15日発行 56頁 1,200円

■特集/「労働者」の判断基準

明確・公正な「労働者」の判断基準確立に向けて	
全建総連・芸能関係労災連が共催で	
労働者性新判断基準フォーラム	2
「手間請け」の定義を明確化	
労基研専門部会報告に対する全建総連の見解	7
「俳優はダメ」はなくなりそう	
労基研報告に対する芸能関連労災連の見解	11
シルバー人材センターの労災認定事例	
平成6年10月18日付け労働保険審査会裁決	13
バイク宅急便ライダーの労災認定事例	
1993年11月22日付け品川労基署への意見書	18
資料/労働基準法研究会の「労働者」の判断基準	
1985年報告	24
1993年報告(抜粋)	27
国際玩具協会の「行動基準」	
請負業者の児童労働禁止・安全衛生確保	29
じん肺合併肺がんの疫学論争に決着	
関西労働者安全センター・片岡明彦	33
連載35 井上浩「監督官労災日記」	36
改正労災法・安衛法等で新通達	
改正労災保険法施行通達	
平成8年6月26日付け基発第406号	40
熱中症の予防について	
平成8年5月21日付け基発第329号	43

改正労働安全衛生法施行通達

平成8年6月19日付け基発第63号	46
【各地の便り/世界から】	
二重契約関係下での業務起因性認める	
審査会●エスビー陸上部選手の事故死は労災	48
重大事故でも下請労災隠し	
神奈川●検証「東燃硫化水素漏えい事故」	51
3階での塗装作業で脳出血	
大阪●トラック運転助手の労災認定	53
と場労働者の職業病認定	
徳島●皮はぎ作業で頸部脊椎管狭窄症	53
造船労働者の石綿自主健診	
広島●8名がじん肺管理区分申請	55
ブラジルの労働安全衛生団体—海外短信	
●Workers' Health International Newsletter	56

1996年 9月号 (通巻223号)

1996年8月15日発行 48頁 800円

■特集/全国安全センター第7回総会議案

第1号議案 活動報告と方針案	2
第2号議案 1995年度収支決算案	6
第3号議案 1996年度収支予算案	8
第4号議案 1996年度役員体制案	5
労働安全衛生をめぐる状況	
1 労働災害発生の状況	9
2 職業病の発生状況	10
3 労働災害防止対策	11
4 化学物質対策	12
5 健康確保対策・快適職場形成促進	14
6 労働安全衛生法の改正	16
7 労災補償対策	17
8 その他の問題	18
統計資料	
基本統計	20
労災審査・再審査関係資料	24
外国人労働者の労働災害	29
労働安全衛生関係日誌	32
安全センター情報1995年度目次	41
全国安全センター規約・規定	46

1996年 10月号 (通巻224号)

1996年9月15日発行 42頁 800円

初めて明らかにされるボパール事故10年の真実	
ドウィベディ医師が来日	2
ボパール診療モニター研究センター設立計画	9

■特集/外国人労働者労災損害賠償裁判判決

全面的に会社の責任・慰謝料は日本水準認める	
横浜法律事務所 弁護士・三木恵美子	12
横浜地裁判決	16
0-157・腸管出血性大腸菌感染症関連の労働省通達	
腸管出血性大腸菌感染症に係る対応について	
平成8年8月9日付け基発第51号	23
病原性大腸菌O-157による食中毒の予防について	
平成8年7月24日付け労働衛生課長事務連絡	27
連載36 井上浩「監督官労災日記」	30
労災保険法施行規則の改正・労働省告示	
労災年金の支払回数が年6回に	34
【各地の便り/世界から】	
21歳の夏はなかった!	
鳥取●青年の「過労死」を業務上認定	36
事業主証明と引き換えに念書要求	
埼玉●ゼネコンがじん肺被災者の権利侵害	38
労災病院の不当な対応謝罪	
神奈川●県外患者のみに診断書料を要求	39
労災防止指導員の横の連携を	
大阪●職場巡視についての研修会開催	40
労働災害多発で防止通達	
労働省●酸素欠乏症・爆発火災等対策	41
農業による健康被害に注目—海外短信	
●Workers' Health International Newsletter	42

1996年 11月号 (通巻225号)

1996年10月15日発行 42頁 800円

■特集/改正労働安全衛生法

産業医に資格要件導入、	
罰則付きは健診結果の通知義務だけ	
全国安全センター事務局	2
平成7年度労働安全衛生基本調査結果速報	5
韓国の産業安全衛生保健法改正	
産業安全保健に関する労働者の権利	
1996年5月 韓国・全国民主労働組合総連盟	15
韓国における産業安全保健の歴史	23
連載37 井上浩「監督官労災日記」	26
化学設備の非正常作業における	
安全衛生対策のためのガイドライン	
平成8年6月10日付け基発第364号	31
【各地の便り/世界から】	
中華航空機「研修旅行」事故に業務外	
長野・東京等●スーパー殺人事件は業務上	35
高血圧の既往があっても業務上	
東京●中央防波堤埋立地で脳出血発症	36

「うちの職場の改善事例」

- 兵庫●尼崎労働安全衛生センター事例集作成…37
- まだまだの有機溶剤対策
- 東京●定時制高校生などから相談…39
- 世界労働安全衛生会議報告
- 連合●強調された労働組合の参加…40
- 世界労働安全衛生会議の評価
- ICFTU(国際自由労連)記者会見…41
- 台湾で初めての石綿疾患
- 台湾●Taiwan Industrial Relations Bulletin …41
- 寒冷下の労働安全衛生対策—海外短信
- Workers' Health International Newsletter…42

1996年 12月号 (通巻226号)
1996年11月15日発行 42頁 800円

■特集／国際規格化と労働安全衛生 2

- 労働安全衛生マネジメントシステムの
- 国際規格化—ISOが国際ワークショップ開催
- 全国安全センター事務局…2
- フロン代替物質に生ずる毒性
- 韓国からの情報で労働省が緊急措置
- 関西労働安全センター…片岡明彦…10
- 2-プロモプロパンによる健康障害予防のための
- 緊急措置…13
- 苦痛を訴え入院にもかかわらず、会社は
- 「仕事だけしっかりしろ」—韓国・LG電子部品
- 有機溶剤中毒事件被害労働者チャ・ミジャン
- さんの証言…15
- 被害労働者と会社の1996年3月30日付合意書…17
- 第45回日本農村医学会総会印象記
- 労働者の参加で役立つ
- 改善につながる労働負担調査を
- 港町診療所所長 労務医連議長・天明佳臣…18
- タイ女性労働者の安全と健康の問題…22
- タイ繊維労働者中心に職業病患者の会…24
- 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき
- 措置に関する指針…26
- 平成8年10月1日付け基発第612号…29
- 連載38 井上浩「監督官労災日記」…30
- 3業務追加された健康管理手帳、
- 運用の細部事項が判明…34
- 【各地の便り／世界から】
- 鋳造工場での悪性中皮腫
- 広島●全国ではじめての認定…38
- 震災後の勤務激変が原因
- 兵庫●警備員の脳内出血を労災認定…39

印刷・出版職場のVDT問題

- 東京●腱鞘炎・頸肩腕障害で労災申請…39
- 被災から1年ぶりに損害賠償
- 大阪●タイ人の港工事現場建設事故…40
- 労災保険実務トレーニング
- 東京●第1回八王子労働安全衛生学校…40
- 1997年度労働省重点施策から…41
- 悪質議員を「指名手配」
- 海外短信●NICOSH Safety and Health News…42

1997年 1・2月号 (通巻227号)
1997年1月15日発行 74頁 1,600円

■特集1／VDT労働ホットライン

- 10年後のVDT労働、
- 全国6か所でVDT労働ホットラインを実施
- 全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2
- センターに寄せられた最近の相談事例から
- 神奈川労災職業病センター…川本浩之…5
- VDTの電磁波問題
- 環境監視研究所・中地重晴…7
- VDT関係労働省資料
- VDT作業のための労働衛生上の指針…56
- VDT作業に係る労働衛生教育実施要領…71
- VDT作業従事労働者の健康障害の取扱い…73

■特集2／電磁波

- 電磁波対策をどうするか—電磁波と健康障害
- 京都大学工学部原子核教室・荻野晃也…9
- 全米科学アカデミー報告書の問題点…21
- 細胞の免疫機能 電磁波を受け低下
- 労働省研究官ら確認(1997.1.6日経新聞)…22
- 電磁波—FACTSHEET 問題点と対策
- ロンドン・ハザード・センター…23
- 広がるアスベスト被害、海外で強まる禁止の動き…26
- アスベストの人体への影響
- 一わが国における疫学調査結果を中心に
- 奈良医大公衆衛生学教室・車谷典男…27
- アスベスト全面使用禁止をめぐる
- フランスの最近の動き
- 市民エネルギー研究所・真下俊樹…32
- (社)日本石綿協会の見解…36
- 米JM社 日本の被害者に補償、
- 請求から6年 死亡・重症者に支払い提案
- 協同法律事務所 弁護士・森田明…37
- 石綿対策全国連絡会議第10回総会議案…38
- 連載39 井上浩「監督官労災日記」…42
- 防じんマスクの選択、使用等について

- 平成8年8月6日付け基発第505号…46
- 【各地の便り／世界から】
- 九州で4回目の労働安全衛生学校
- 鹿児島●会場ホテル労働者の作業を題材に…49
- 教師の過労死逆転認定
- 大阪●生徒指導の業務過重など認める…50
- 相次ぐじん肺の相談・申請
- 東京●製鉄所炉前工のじん肺も…51
- RSD後遺症に障害等級7級
- 東京●バングラディッシュ人労働者の労災…52
- 2回目の放射線被曝ホットライン
- 神奈川・大阪●2日間で59件の相談…52
- 労働裁判所が訴えを棄却
- タイ●日系企業の労働条件にメス入れず…53
- 職場での暴力が大問題に
- アメリカ●NICOSH Safety and Health News…55
- 「社会条項」に賛否両論—海外短信
- Workers' Health International Newsletter…55

1997年 増刊号 (通巻228号)
1997年1月15日発行 64頁 1,000円

改正労働安全衛生法ハンドブック

■「産業医」制度を問直す

- 専門家のチームワークの有効性
- 神奈川 港町診療所所長・天明佳臣…2
- 産業医の専門性と健康問題
- 岡山大学医学部衛生学教室教授・青山英康…5
- 大企業の産業医活動から
- 広島 友和クリニック所長・宇土博…8
- 自治体の産業医活動から
- 高知医大公衆衛生学教室助教授・甲田茂樹…12
- 中小企業の産業医活動から①
- 大阪 博愛炭木病院副院長・山下五郎…16
- 中小企業の産業医活動から②
- 東京 亀戸ひまわり診療所所長・平野敏夫…19

■改正労働安全衛生法のポイント

- 改正の内容と趣旨…22
- 改正の経過と法令、通達等…23
- 中央労基準審議会の建議…24
- 1 産業医の選任要件と職務…25
- 2 産業医の専門性の確保…26
- 3 産業医の勧告権…28
- 4 小規模事業場の健康管理…29
- 5 国の援助…30
- 6 法定健康診断…31
- 7 健診結果についての意見聴取…32

- 8 健康診断実施後の事後措置…34
- 9 一般健康診断の結果の通知…35
- 10 保健指導等…37
- 改正労働安全衛生法関係資料
- 1 健康診断結果に基づき事業者が
- 講ずべき措置に関する指針・通達…38
- 2 改正労働安全衛生法法令…43
- 3 産業医に必要とされる研修を定める
- 告示・通達…50
- 4 労働事務次官通達
- 平成8年6月19日付け発基第63号…52
- 5 労働基準局長通達
- 平成8年9月13日付け基発第566号…55
- 6 中央労働基準審議会の建議
- 平成8年1月19日…60

1997年 3月号 (通巻229号)
1997年2月15日発行 46頁 800円

■特集1／労災保険請求権の時効問題

- 「時効の壁を突破」、はり・きゅう裁判全面解決
- 全国安全センター事務局長・古谷杉郎…2
- 従来の労働省の取り扱いを否定した審査会裁決…8
- 特集2／「上肢障害」認定基準の改正
- より広範な上肢作業に伴う障害に対する認定基準、
- 欧米でもRSIが大問題に
- 全国安全センター事務局…12
- 上肢障害の業務上外新認定基準
- 平成9年2月3日付け基発第65号…20
- 頸肩腕障害—職業病の医学—
- 湖南中央病院名誉院長・今井重信…23

- 連載40 井上浩「監督官労災日記」…33
- 労働省が職員倫理規定を制定
- 平成8年12月26日付け労働省訓第20号…37
- 自動車運搬業務中の携帯電話の安全使用通達も
- 平成9年1月8日付け基安発第1号…40
- 【各地の便り】
- VDT作業による腱鞘炎
- 東京●転医後不支給を審査官が撤回…43
- OHS MS規格化は先延ばし
- ISO●各国・地域の規格開発待ち…43
- 指曲がり症追加申請へ
- 兵庫●調理員の手根管症候群にも注目…44
- 会社が従業員の生命に保険
- 日本●団体生命保険Aグループ問題…45
- 鋳物工場を職場巡視でチェック
- 東京●初心者対象に労働安全衛生学校…46

全国安全センター規約・規定

規約

第1章 総 則

- 第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)という。
- 第2条 このセンターは、事務所を東京都に置く。
- 第3条 このセンターは、地域安全(労災職業病)センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もって働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 第4条 このセンターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改悪を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立のための取り組み
 - (2) 労働安全衛生活動の交流、相談
 - (3) 地域安全(労災職業病)センター活動の拡大のための取り組み
 - (4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
 - (5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
 - (6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携
 - (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

- 第5条 このセンターの会員は、次の3種とする。
- (1) 地域センター会員 このセンターの目的に賛同して入会した地域安全(労災職業病)センター又はこれに準じた団体
 - (2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、

事業の推進を援助するために入会した者

(3) 名誉会員 このセンターに功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

- 第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。
- 第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。
- 第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失う。
- (1) 会員自ら退会を申し出たとき。
 - (2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したもののみならず。
 - (3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。
 - (4) その他総会の議決で会員として適当でないとして決定したとき。
- 第9条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役 員

- 第10条 このセンターに次の役員を置く。
- (1) 議長 1名
 - (2) 副議長 若干名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 事務局次長 若干名
 - (5) 運営委員 若干名
 - (6) 監事 2名
- 第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。
- 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。
- 事務局長は、常時会務を処置する。
- 運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執行

を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

- 第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

- 第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べるができる。

- 第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局局長及び事務局次長その他の事務局員からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

- 第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

第4章 総会及び運営委員会

- 第16条 総会は、会員をもって構成する。
- 総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員の選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めたとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

- 第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

- 第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

第5章 会 計

- 第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収入、及びその他の収入によってまかなう。

- 第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

- 第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定のに基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

- 第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。
- 第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。
- 第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の購読料が含まれるものとする。

- 附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。1991年6月2日一部改正。

購読会費規定

- 第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部 年額10,000円	6部 年額45,000円
2部 年額19,000円	7部 年額49,000円
3部 年額27,000円	8部 年額52,000円
4部 年額34,000円	9部 年額54,000円
5部 年額40,000円	
10部以上 1部につき年額6,000円	

- 第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

- 附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施する。